

**熊本市・富合町合併準備協議会  
協議項目まとめ**

---



## 目 次

### 住民生活に関わりが深いと考えられる主な項目についての検討

協議第2号	税金	8
協議第3号	乳幼児・児童	14
協議第4号	保健	20
協議第5号	建設	24
協議第6号	教育	35
協議第7号	行政一般	48
協議第8号	公共料金	58
協議第9号	高齢者・障害者（児）	68
協議第10号	商工	78
協議第11号	農林水産	83
参 考	環境、観光振興	98

### 住民自治、合併特例区に関する検討

協議第12号	地域自治	104
--------	------	-----

### 合併に係る基本的計画に関する検討

協議第13号	両市町の将来像	112
--------	---------	-----

## 協議項目の基本的調整方針

- 【A】 : 両市町の制度を比較した場合、熊本市の制度が有利であるため、熊本市の制度に合わせたところで調整する項目
- 【B】 : 熊本市のみが制度化している事業で、その効果が富合町にも及ぶため、そのまま制度として残す項目
- 【C】 : 両市町の制度を比較した場合、富合町の制度が有利であるものを、新合併特例法及び個別関係法並びに新支援プラン（以下「法制度等」という。）に基づき、一定の期間経過措置を設定し、制度として残すところで調整する項目
- 【D】 : 富合町のみ事業であり、法制度等に基づく激変緩和措置（経過措置）はないが、富合町の地域性や独自性の観点から一定の期間経過措置を設定し、又は将来にわたって若しくは当分の間、制度として残すところで調整する項目
- 【E】 : 両市町の制度比較をした場合、富合町の制度が有利ではあるが、熊本市の制度に合わせたところで調整する項目
- 【F】 : その他の項目（AからE以外の項目。例えば一部事務組合等他の行政機関との調整を要する項目又は都市計画等の他の行政機関が決定する項目）

## 熊本市・富合町合併準備協議会 協議項目一覧

住民生活に関わりが深いと考えられる主な項目についての検討(協議第2号～第11号)

項目番号	調整方針	分類	項目名
2-1	C	税金	法人市・町民税
2-2	C	税金	事業所税
2-3	F	税金	都市計画税
3-1	A	乳幼児・児童	乳幼児健診
3-2	A	乳幼児・児童	乳幼児医療費助成
3-3	D	乳幼児・児童	チャイルドシート貸出
4-1	A	保健	国保健康づくり事業
参考	B	保健	母子家庭等日常生活支援事業
参考	B	保健	女性健康診査
5-1	A	建設	道路法による新規道路の認定基準
5-2	A	建設	河川の維持管理
5-3	F	建設	都市計画区域
5-4	F	建設	都市計画区域区分
5-5	A	建設	里道の整備
5-6	--	建設	下水道事業関係 (下水道計画、使用料、受益者負担金及び貸付制度)
5-7	F	建設	上水道事業、簡易水道組織・補助金
6-1	A	教育	学校図書館充実事業
6-2	A	教育	育英奨学金(育英事業)
6-3	F	教育	高等学校
6-4	A	教育	社会教育施設
6-5	D	教育	公民館学級
6-6	D	教育	小中一貫教育(教育特区)
6-7	D	教育	各種大会等
参考	B	教育	小・中学校就学支援
参考	B	教育	小学校ティームティーチング講師派遣事業
参考	B	教育	青少年健全育成事業
参考	B	教育	青少年国際・国内交流事業
参考	B	教育	青少年活動支援事業
参考	B	教育	生涯学習推進事業
参考	B	教育	家庭教育推進事業
参考	B	教育	図書館のサービス
参考	B	教育	運動施設予約・案内システム
参考	B	教育	スポーツ振興基金等
参考	B	教育	総合型地域スポーツクラブの育成
参考	B	教育	各種大会(開催)補助金

熊本市・富合町合併準備協議会 協議項目一覧(つづき)

項目番号	調整方針	分類	項目名
7-1	F	行政一般	広域行政(一部事務組合)
7-2	A	行政一般	消防補助金等(9項目)
7-3	F	行政一般	行政区・区長組織等(行政連絡員制度)
7-4	D	行政一般	行政広報施設補助金
参考	B	行政一般	災害備蓄
参考	B	行政一般	町内自治活動支援事業
参考	B	行政一般	地域コミュニティーセンター運営・建設事業
8-1	F	公共料金	保育料
8-2	C	公共料金	住宅使用料
8-3	F	公共料金	介護保険料
8-4	C	公共料金	国保税率等
参考	B	公共料金	浄化槽保守点検
9-1	--	高齢者・障害者(児)	老人保健関係 基本健康診査・肺がん検診・大腸がん検診 胃がん検診・乳がん検診・子宮がん検診 ふるさと総合健診・腹部超音波検診
参考	B	高齢者・障害者(児)	熊本市優待証
参考	B	高齢者・障害者(児)	シルバー人材センター補助金
参考	B	高齢者・障害者(児)	老人保健機能訓練
参考	B	高齢者・障害者(児)	ひとり暮らし高齢者訪問事業
参考	B	高齢者・障害者(児)	家族介護者リフレッシュ事業
参考	B	高齢者・障害者(児)	在宅福祉軽度生活援助事業
参考	B	高齢者・障害者(児)	在宅福祉無料寝具乾燥事業
参考	B	高齢者・障害者(児)	高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業
参考	B	高齢者・障害者(児)	高齢者介護用品支給事業
参考	B	高齢者・障害者(児)	高齢者筋力向上トレーニング事業
参考	B	高齢者・障害者(児)	在宅福祉住宅改造居宅介護支援員派遣事業
参考	B	高齢者・障害者(児)	高齢福祉生きがい推進事業
参考	B	高齢者・障害者(児)	夏休み障害児・家族支援事業
10-1	D	商工	ふるさと祭事業補助金
参考	B	商工	商店街振興事業
参考	B	商工	工業活性化支援事業
参考	B	商工	企業立地促進事業
参考	B	商工	中小企業人材育成支援事業
参考	B	商工	新産業分野支援事業
参考	B	商工	新規創業支援事業
参考	B	商工	雇用対策事業
参考	B	商工	職業技能向上支援事業

項目番号	調整方針	分類	項目名
11-1	D	農林水産	土地改良事業補助金
11-2	A	農林水産	農業委員会あっせん基準
11-3	E	農林水産	農業委員会諸証明手数料
11-4	D	農林水産	営農連絡協議会
11-5	D	農林水産	水田農業関係 ①水田農業推進協議会負担金 ②水田農業推進費
11-6	E	農林水産	農業生活研究グループ連絡協議会補助金
11-7	D	農林水産	農業関係補助金 ①農産物新品種導入補助金 ②酪農ヘルパー補助金
参考	B	農林水産	農業・農村男女共同参画経費
参考	B	農林水産	農業経営体育成支援事業
参考	B	農林水産	農業地域交流促進事業
参考	B	農林水産	農業金融支援事業
参考	B	農林水産	農用地有効利用促進助成経費
参考	B	農林水産	農業生産体制強化対策事業
参考	B	農林水産	農業生産体制強化施設整備事業
参考	B	農林水産	農業流通対策事業
参考	B	農林水産	農業流通施設整備事業
参考	B	農林水産	畜産振興事業
参考	B	農林水産	畜産施設整備事業
参考	B	農林水産	農業地域活性化支援事業
参考	B	農林水産	地産地消の推進事業
参考	B	農林水産	市民と農業のふれあい促進事業
参考	B	環境	水資源の保全
参考	B	環境	環境保全に関すること
参考	B	環境	樹木の植栽に関する助成制度
参考	B	観光振興	観光イベント関連
参考	B	観光振興	工芸振興
参考	B	観光振興	物産振興事業

住民自治、合併特例区に関する検討(協議第12号)

項目番号	調整方針	分類	項目名
12-1	F	地域自治	地域自治組織等

合併に係る基本的計画に関する検討(協議第13号)

項目番号	分類	項目名
13-1	両市町の将来像	両市町の将来像





住民生活に関わりが深いと考えら  
れる主な項目についての検討



## 協議第2号 税金

項目番号	項目名	調整方針
協議2-1	法人市・町民税	C
協議2-2	事業所税	C
協議2-3	都市計画税	F



# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：企画財政部会

協議 2-1	法人市・町民税
協議内容	法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率について、熊本市は制限税率を採用し、富合町は標準税率を採用しているが、合併後の税率はどのようにするのか。
調整方針  C	<p>激変緩和に配慮し、富合町は「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき不均一課税（合併の年度及びその後、最長5年間は現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする方向で検討する。</p> <p>第十六条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</p>

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<b>【相違点】</b> 税率の違い。 （熊本市は制限税率、富合町は標準税率～均等割、法人税割とも） <b>【課題】</b> 税率の調整 均一税率にするのか、不均一税率（富合町の法人には、現行の税率を適用～合併特例が一定期間可能な場合）にするのか。	①均等割 → 制限税率 納税義務者数 22,126 (H16 課税状況調)	①均等割 → 標準税率 納税義務者数 155 (H16 課税状況調)
	②法人税割 → 制限税率 (14.7%) 納税義務者数 21,969 (H16 課税状況調)	②法人税割 → 標準税率 (12.3%) 納税義務者数 113 (H16 課税状況調)

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：企画財政部会

協議 2-2	事業所税
協議内容	熊本市は事業所税を課税しており、富合町は事業所税を課税していない。 合併後、事業所税を課税するのか。
調整方針  C	<p>激変緩和に配慮し富合町は「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき課税免除（合併の年度及びその後、最長5年間）とし、その後は熊本市の制度とする方向で検討する。</p> <p>第十六条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</p>

### 協議用資料

#### 熊本市が単独で実施している事務事業

##### 【課税対象】

- 市内にある所有又は借受で事業所用家屋の総延床面積が1,000㎡を超える事業所（資産割）
- 市内の合計従業者数が100人を超える事業所（従業者割）

##### 【税額】

- （資産割） 1㎡につき600円
- （従業者割） 従業者給与総額の0.25%

# 熊本市・富合町合併準備協議会 協 議 書

作業部会名：企画財政部会

協議 2－3	都市計画税
協議内容	<p>熊本市は都市計画税を課税しているが、富合町には課税対象となる市街化区域がなく税条例に都市計画税の規定がないため、現在課税していない。</p>
調整方針  F	<p>現在、富合町は宇土都市計画区域であり都市計画税の課税対象となる市街化区域がないため課税対象外である。</p>

## 協議用資料

熊本市が単独で実施している事務事業	
① 納税義務者	市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者
② 税率	0.2%
③ 課税標準	固定資産の基準年度の価格（土地・家屋）
④ 納期	（4期課税）固定資産税と同じ

最近の合併における地方税の特例措置について

人口30万人以上の市

合併期日	合併市町村名	合併関係市町村名	特例措置の適用状況		合併直前国調人口(人)		合併方式
			差異のある税目	期間と対応			
H15. 2. 3	福山市	福山市 内海町 新市町	個人市民税均等割 法人市民税法人税割 都市計画税 事業所税	3年不均一課税 3年不均一課税 5年課税免除 5年課税免除	378,789 3,431 21,695	403,915	編入
H15. 4. 1	静岡市	静岡市 清水市	事業所税	5年課税免除	469,695 236,818	706,513	新設

その他

合併期日	合併市町村名	合併関係市町村名	特例措置の適用状況		合併直前国調人口(人)		合併方式
			差異のある税目	期間と対応			
H14. 11. 1	つくば市	つくば市 荃崎町	個人市民税均等割 法人市民税法人税割		165,978 25,836	191,814	編入
H15. 4. 1	呉市	呉市 下蒲刈町	個人市民税均等割 法人市民税法人税割	5年不均一課税 5年不均一課税	203,159 2,223	205,382	編入
H15. 4. 1	新居浜市	新居浜市 別子山村	個人市民税均等割 法人市民税法人税割		125,537 277	125,814	編入
H15. 4. 1	宗像市	宗像市 玄海町	個人市民税均等割 法人市民税法人税割	3年不均一課税	81,588 9,559	91,147	新設
H15. 4. 21	周南市	徳山市 新南陽市 熊毛町 鹿野町	個人市民税均等割 法人市民税法人税割	5年不均一課税 5年不均一課税	104,672 32,153 16,038 4,520	157,383	新設
H15. 7. 7	新発田市	新発田市 豊浦町	個人市民税均等割 法人市民税法人税割 都市計画税	3年不均一課税 3年不均一課税 3年課税免除	80,734 9,870	90,604	編入
H15. 8. 20	田原市	田原町 赤羽根町	都市計画税	2年課税免除	36,981 6,151	43,132	編入
H16. 3. 31	上天草市	大矢野町 松島町 姫戸町 龍ヶ岳町	固定資産税		17,354 9,026 3,686 5,248	35,314	新設
H16. 4. 1	府中市	府中市 上下町	法人市民税法人税割 都市計画税	3年不均一課税	41,271 6,426	47,697	編入
H16. 4. 1	京丹後市	峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町	個人市民税均等割 法人市民税法人税割 都市計画税		13,564 10,805 16,056 7,164 6,132 11,857	65,578	新設
H16. 4. 1	三次市	三次市 君田村 布野村 作木村 吉舎町 三良坂町 三和町 甲奴町	個人市民税均等割 法人市民税法人税割 都市計画税	3年不均一課税 1年不均一課税	39,503 2,000 2,003 2,014 5,093 3,972 3,789 3,261	61,635	新設
H16. 4. 1	四国中央市	川之江市 伊予三島市 土居町 新宮村	個人市民税均等割 法人市民税法人税割 固定資産税		38,126 36,832 17,560 1,808	94,326	新設

(注)平成14年度から、不均一課税をすることができる期間が3年から5年へ延長され、また、不均一課税のほかに課税免除ができるようになりました。

国民健康保険税については、国民健康保険料として賦課している団体もあるため記載していません。



## 協議第3号 乳幼児・児童

項目番号	項目名	調整方針
協議3-1	乳幼児健診	A
協議3-2	乳幼児医療費助成	A
協議3-3	チャイルドシート貸出	D



# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：健康福祉部会

協議3-1	乳幼児健診
協議内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乳児健診の実施方法の違いについて、どう取り扱うか。</li> <li>2 幼児健診の従事スタッフの違いをどう調整するか。</li> </ol>
調整方針  A	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 熊本市の制度に統一した方が、都合のいい日程に、かかりつけ医等身近な医療機関で健診が受けられるなど利便性が高まるので、熊本市の制度に統一する方向で検討する。</li> <li>2 熊本市の方が心理相談員等スタッフが充実しているので、熊本市の制度に統一する方向で検討する。</li> </ol>

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<b>【相違点】</b> (乳児健診) 富合町は集団健診、熊本市は医療機関(小児科医)に委託。  (幼児健診) 実施回数、従事スタッフ(心理相談員)に違いがある。	<b>【乳児健診】</b> 対 象；3か月児・7か月児 場 所；委託医療機関 (熊本市医師会及び市近隣の小児科専門医療機関) 回 数；通年 (医療機関の診療時間内)  <b>【幼児健診】</b> 対象者；1歳6ヵ月児・3歳児 場 所；各保健福祉センター 回 数： 《1歳6か月》毎週1回実施(東HCのみ週2回実施) 《3歳児》月3回実施	<b>【乳児健診】</b> 回 数；12回/年 月に1回3～4ヵ月児と7～8ヵ月児を合同で実施  <b>【幼児健診】</b> 回 数；8回/年 1歳6ヵ月児4回/年 3歳児 4回/年

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：健康福祉部会

協議3-2	乳幼児医療費助成
協議内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象年齢に相違が生じているが、どう取り扱うのか。</li> <li>2. 自己負担額に相違が生じているが、どう取り扱うか。</li> <li>3. 支給方法に相違が生じているが、どう取り扱うのか。</li> <li>4. 支払日に相違が生じているが、どう取り扱うのか。</li> </ol>
調整方針  A	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 熊本市の制度が充実しているので、結論としては、熊本市の制度に統一という方向で検討する。</li> <li>2 熊本市の制度が充実していると考えられる。但し、3歳児で、課税世帯で3ヶ所以上の医療機関を受診した場合及び非課税世帯については負担増となる。結論としては、熊本市の制度への統一という方向で考えるが、非課税世帯について検討が必要である。</li> <li>3 熊本市の制度が充実しており、結論としては、熊本市の制度に統一という方向で検討する。</li> <li>4 原則現物給付となり、償還払い件数は減少すると考えられるので、熊本市の制度に統一という方向で検討する。</li> </ol> <p>○ 自己負担額、支給方法、支払日について、熊本市のデータ処理システムへ移行し、一括処理を行うという方向で検討する</p>

### 協議用資料

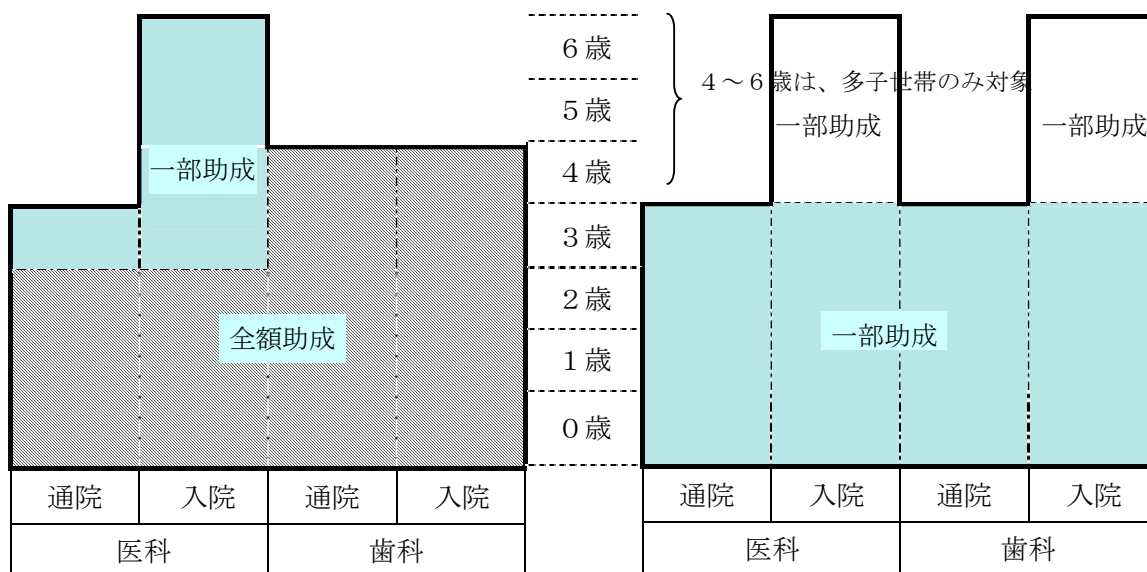
相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<b>【相違点】</b> 1 対象年齢 2 自己負担額 3 支給方法 4 支払日 <b>【課題】</b> 2について、3歳児で、受診した医療機関が3ヶ所以上の場合及び非課税世帯について自己負担額が増額となる。	1 対象者 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者又は被扶養者である熊本市に現に居住している乳幼児。 ・0～3歳児 医科通院 ・0～義務教育就学前 医科入院 ・0～4歳児 歯科 2 自己負担 ・3歳児 医科通院 ・3歳児～義務教育就学前 医科入院 一つの医療機関ごとに月額500円 3 支給方法 ・現物、償還払いの併用払い 4 支払日 ・毎月、月末締め翌月20日支払い	1 対象者 富合町に住所を有するもので満3歳児(4歳になる誕生月の末日)までの入院、通院。 多子世帯においては4歳から6歳に達する年度末までの入院。 ※1日生まれは前月の末日まで。 2 自己負担 課税世帯 →1月(同月合計)の医療費千円を自己負担。 非課税世帯→なし。 3 支給方法 ・償還払い 4 支払日 ・毎月、15日締め月末支払い

# 乳幼児医療費助成

参考資料

〔 熊本市 〕

〔 富合町 〕



	熊本市	富合町
医療費助成の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>0～2歳児：全額助成（医科・歯科）</li> <li>3歳児：医科に係る医療費（入院・通院）の自己負担分の一部、及び歯科の全額を助成</li> <li>4歳児：医科の入院に係る医療費の一部及び歯科の全額を助成（医科の通院に係る医療費の助成はない）</li> <li>5～6歳児：医科の入院に係る医療費のみ個人負担分の一部を助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0～3歳児：医療費の個人負担分の一部を助成（医科・歯科）</li> <li>4～6歳児：多子世帯に限り入院（医科・歯科）に係る医療費の自己負担分の一部を助成（医科及び歯科の通院に係る医療費の助成はない）</li> </ul> <p>※ 多子世帯とは、18歳未満の児童が3人以上いる世帯</p>
自己負担基準	1医療機関につき 500円/月 〔市町村民税の課税世帯・非課税世帯の区分はない〕	市町村民税課税世帯 ・1,000円/月 " 非課税世帯 ・医科 全額助成 ・歯科 全額助成

## 1 熊本市の制度に統一する場合の富合町にとってのメリット

- ・ 医科の0～2歳児及び歯科の0～4歳児の自己負担がなくなる。
- ・ 医科に入院の場合、対象が現行3歳児までが6歳児までとなる。
- ・ 市町村民税非課税世帯においては、歯科に受診の場合現行3歳までが4歳児までとなる。

## 2 熊本市の制度に統一する場合の富合町の課題

- ・ 3歳児で、1月の受診医療機関が3ヵ所以上の場合、自己負担（1医療機関につき500円）が増すことになる。
- ・ 市町村民税非課税世帯においては、3歳児で医科（入院・通院）に受診した場合、自己負担（1医療機関につき500円/月）が発生する。

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：健康福祉部会

協議3-3	チャイルドシート貸出
協議内容	現在富合町で実施しているチャイルドシートの貸出し制度を継続するかどうか。また、継続する場合、対象者を合併後の全市民に拡大するかどうか。
調整方針  D	富合町において、現在実施されているチャイルドシート貸出事業の実施主体を行政の直営から社会福祉協議会の事業へ移行したうえで、現行制度を継続する方向で検討する。

### 協議用資料

#### 富合町が単独で実施している事務事業

##### 【チャイルドシート貸出制度概要】

- ・平成12年度よりチャイルドシート貸出し制度を実施。
- 貸出し対象者  
本町に住民登録している町民とし、6歳未満の子供を有する世帯の保護者
- 貸出し期間及び費用  
3月以内、無料
- 保有台数  
チャイルドシート 15台  
ジュニアシート 30台

## 協議第4号 保 健

項目番号	項 目 名	調整 方針
協議4-1	国保健康づくり事業	A
参 考	母子家庭等日常生活支援事業	B
〃	女性健康診査	B





# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：健康福祉部会

協議4-1	国保健康づくり事業
協議内容	保健事業の種類、額等が異なっており、どう取り扱うか。
調整方針  A	<p>熊本市の保健事業で統一する方向で考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市が実施している人間ドック助成事業、国保ヘルスアップ事業は継続する方向で検討する。</li> <li>・あんま等助成事業は、単価（熊本市1,500円、富合町1,000円）、利用限度回数等（熊本市 1人年間80回、富合町 世帯年間15回+老人1人10回）が異なっているため、熊本市の単価等で統一する方向で検討する。</li> </ul>

協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<b>【相違点】</b> 鍼灸あんまの助成内容	鍼灸あんま助成費 1人年間80回施術 利用証を交付1回の施術において、 1術につき 1,500円 2術につき 1,700円を助成（現物）	鍼灸あんま助成費 1世帯15枚（1年間）、 老人1人当たり10枚追加1回1,000円の助成

保健(熊本市のみ) **B**

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
母子家庭等日常生活支援事業	<p>○母子家庭、寡婦及び父子家庭の修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に生活援助、保育のサービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣し、乳幼児の保育・児童の生活指導・食事の世話・住居の掃除・身の回りの世話等を支援し、生活の安定を図る。</p> <p>○種類及び内容</p> <p>① 生活援助の内容は、家事、介護その他の日常生活の援助</p> <p>② 子育て支援の内容は、保育サービス及びこれに附帯する支援</p> <p>【利用者負担金】</p> <p>利用世帯によって、また、サービスの種類及び時間によって、利用者から負担額を徴収する</p>
女性健康診査	<p>○対象者：健診を受ける機会のない18歳～39歳女性</p> <p>○内 容：問診・身体計測・血液検査・診察・尿検査・血圧測定・心電図・骨量測定、体脂肪測定・栄養相談・歯科健診等</p> <p>○実施機関：各保健福祉センター</p> <p>○実施回数：毎月1回／センター</p> <p>○費 用：無料</p>

## 協議第5号 建設

項目番号	項目名	調整方針
協議5-1	道路法による新規道路の認定基準	A
協議5-2	河川の維持管理	A
協議5-3	都市計画区域	F
協議5-4	都市計画区域区分	F
協議5-5	里道の整備	A
協議5-6	下水道事業関係 (下水道計画、使用料、受益者負担金及び貸付制度)	---
協議5-7	上水道事業、簡易水道組織・補助金	F



# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：建設部会

協議 5-1	道路法による新規道路の認定基準
協議内容	相違点の調整
調整方針  <b>A</b>	費用負担の点からは、舗装・側溝整備費や登記費等については熊本市が負担するため個人負担の軽減となる。 また、熊本市の方がより詳細に認定基準を定めてあるので、市の制度に統一する方向で検討する。

協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<p><b>【相違点】</b>                      ・有効幅員規定 4m                      ・縦断勾配 9%                      ・通り抜け道路の利用戸数制限 2戸                      ・隅切り規定                      以上について、熊本市が認定条件が厳しい。</p> <p>・舗装、側溝整備が必要                      ・袋路形状が対象外                      ・分筆登記済                      以上について、富合町が認定条件が厳しい。</p> <p><b>【課題】</b>                      認定作業にあたっては、基準の摺り合わせが必要。</p>	<p>1 熊本市道認定基準を満たすこと</p> <p>①不特定多数の人及び車両の通行に供するもの。                      ②有効幅員4m以上                      ③縦断勾配9%以下、地形上の特例12%以下であること。                      ④接続先が公道等であること。                      ⑤利用戸数が通り抜け形状で2戸以上、袋路形状で5戸以上                      ⑥規定の隅切りが必要。                      ⑦排水施設が有るか、設置が出来ること。                      ⑧無償寄付であり、抵当権等の抹消が出来るもの。                      ⑨市の基準に無い既設占用物件が無いこと。以上、認定基準の代表的な条件</p> <p>2. 市道認定は、議会の議決を要する。</p>	<p>1 道路の寄付採納条件は次の各条件を満たすものであること</p> <p>①幅員は4m以上で舗装済、側溝300×300以上が布設してあること。                      ②通りぬけができる道路であること。                      ③将来的に町道に認定できる道路であること。                      ④分筆登記済であること。                      ⑤開発行為の道路は、その都度協議する。</p> <p>2. 町道認定は、議会の議決を要する。</p>

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：建設部会

協議5-2	河川の維持管理
協議内容	<p>1 熊本市における、都市基盤河川及び坪井川の維持管理については、熊本市独自に県と協定を締結しているものであり、協議の必要は無い。</p> <p>2 準用河川は熊本市3河川、富合町2河川あるが、お互いに単独費により維持管理しているため協議の必要は無い。</p> <p>3 砂防河川の浚渫作業において、富合町では地元が行った場合、その費用の6割以内の補助を行っているが、熊本市においては実施していない。</p>
調整方針  A	<p>3 砂防河川は機能及び許認可の権限は県が持っているが、維持管理においては市町村が行うものとなる。富合町での予算も数十万円であり、実績もほとんど無いのが現状である。以上の状況から、今後は富合町の補助を廃止し、熊本市の維持管理方針に添った方向で調整する。</p>

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<p>【相違点】熊本市は地元の作業に対する補助制度なし。</p> <p>【課題】 事務事業の統一</p>	<p>1 都市基盤河川の維持管理については、県市で協定書を交わし維持管理を行っている。 都市基盤河川（健軍川、藻器堀川、麴川、鶯川）</p> <p>2 準用河川の維持管理については市の単独費で浚渫等を行っている。 準用河川（谷尾崎川、天明新川）</p> <p>3 2級河川の坪井川については、県市の協定により、一部区間について、清掃業務のみを行っている。 協定区間・永康橋～上代橋まで(約8km)・千金甲橋～河口まで(約3km)</p>	<p>1 行政区で実施する砂防河川の浚渫に対して6割以内の補助を行う。 砂防河川（木原川、永宮川、平原川、山部田川）</p>

# 熊本市・富合町合併準備協議会 協 議 書

作業部会名：建設部会

協議5-3	都市計画区域
協議内容	富合町が宇土都市計画区域に移行した経緯を踏まえ、合併後も宇土都市計画区域として、対応していくことが可能か。
調整方針  F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在も、熊本市には熊本都市計画区域と植木都市計画区域がある。</li> <li>・ 全国的にも複数の市町村が合併後も合併前の都市計画区域のままという事例が多数ある。</li> </ul> 等の、状況を確認した。

協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<b>【相違点】</b> ・都市計画区域が違う	熊本都市計画区域 植木都市計画区域	宇土都市計画区域

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：建設部会

協議5-4	都市計画区域区分
協議内容	富合町が、宇土都市計画区域に移行した経緯を踏まえ、合併後も非線引きの都市計画区域として対応していくことが可能か。
調整方針  F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在も、熊本市内の植木都市計画区域は非線引きの都市計画区域である。</li> <li>・ 合併後の都市計画区域については、宇土都市計画区域に移行した経緯を踏まえ現状の都市計画区域を維持し、非線引きの都市計画区域としても問題はないが、関係行政機関との調整が必要である。</li> <li>・ 富合町は、引き続き宇土都市計画区域を維持し、非線引きの宇土都市計画区域とする意向を持っている。</li> <li>・ 政令市は、法で区域区分を定めることになっている。</li> </ul> <p>等の、状況を確認した。</p>

協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<b>【相違点】</b> 熊本市は、市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われている	1. 都市計画区域 市街化区域      9,962 ha 市街化調整区域 13,097 ha 計              23,089 ha 2. 用途地域              9,992 ha	1. 都市計画区域 富合町全域        1,959 ha  2. 用途地域              111.3 ha



# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：建設部会

協議 5-5	里道の整備
協議内容	相違点の調整
調整方針  <b>A</b>	<p>国有財産特別措置法第5条第1項第5号等により、法定外公共物について H17.4.1 より財産権が市町村に移管されている。このため、里道の整備は市が実施するという熊本市の制度に統一する方向で検討する。</p>

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<p>熊本市・・・法定外公共物譲与に伴い補助事業からはずす</p> <p>富合町・・・町で実施するのは町道のみで、里道は補助事業継続</p>	<p>境界確定されている里道は市で整備を行う。</p> <p>H17 実績 要望 49 件 工事 10 件</p> <p>(※住民からの要望に対しては、全件市で対応する。)</p>	<p>1. 地元行政区施工の里道整備事業に対し、総事業費の4割を町より補助。</p> <p>補助対象事業は総事業費 100 千円以上</p>

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：建設部会

協議5-6	下水道事業関係（下水道計画、使用料、受益者負担金及び貸付制度）	
協議内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道計画に関して、富合町は公共下水道事業（公共関連公共下水道）であり、杉島処理区（32.2ha）については熊本市と、富合処理区（387.8ha）については宇土市との間で公の施設の利用に関する協定を締結している。 熊本市との協定は、南部処理区に編入するため必要無くなるが、宇土市との協定はどうするか。</li> <li>2 使用料、受益者負担金及び水洗便所改造資金貸付制度に関して、使用料体系、負担金納入方法等（富合町のみ「一括納付報奨金制度」など）、貸付制度に相違が生じているが、どう取り扱うのか。</li> <li>3 使用料及び受益者負担金のデータ処理システムに相違があり、どう取扱うのか。</li> </ol>	
調整方針	<p style="text-align: center;"><b>F</b></p> <p style="text-align: center;"><b>A</b></p> <p style="text-align: center;"><b>F</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 富合処理区に関する宇土市との協定については、新市との間で継続する方向で検討する。</li> <li>2 使用料体系については、一般家庭用世帯等の小口使用者は熊本市が低額に、事業用等の大口使用者は熊本市が高額に設定されているが、富合町の大口径使用者数は少ない。また、受益者負担金の納入方法等については、一部報奨金制度など多少の相違があるものの負担金額が同額である。 水洗便所改造貸付金制度については、熊本市の方が融資額や利子（年利）に関しても有利となっている。 以上のことから下水道事業に関しては、制度上、両市町間で多少の相違はあるものの住民サービスへの影響の度合い等総合的見地から、熊本市の制度に統一する方向で検討する。</li> <li>3 使用料や受益者負担に係るデータ処理システムの相違に関しては、住民サービスに直接関わるものではなく、行政内部事務の効率性の問題である。システム稼動に支障をきたさないよう、移行期間が必要となる場合も考えられるが、その場合でも、できる限り早い段階で、熊本市のシステムに統一する方向で検討する。</li> </ol>

相違点と課題	比較	
	熊本市	富合町
<p><b>【課題:下水道計画関係】</b> ○宇土市との公の施設の利用に関する協定について</p>	<p><b>1. 事業名</b> 単独公共下水道事業 流域関連公共下水道事業</p> <p><b>2. 会計名</b> 熊本市公共下水道企業会計</p> <p><b>3. 汚水計画</b> 計画面積 12,280 ha 計画人口 706,000 人 目標年次 平成 32 年 事業費 587,472 百万円 計画処理水量 517,600 m<sup>3</sup>/日 排除方式 分流式、一部合流式</p> <p><b>4. 認可計画</b> 計画面積 11,136 ha 計画人口 639,160 人 目標年次 平成 23 年(流関は 20 年) 事業費 420,885 百万円</p> <p><b>5. 整備状況(平成 17 年度末)</b> 処理人口 549,272 人 普及率 83.4% 整備面積 9,119 ha 面整備率 74.3%</p> <p><b>6. 公の施設の利用に関する協定</b> 富合町との協定(杉島・御船手地区、32.2ha)は平成 14 年 9 月議会で議決</p> <p><b>7. 雨水計画</b> 区域面積 8,970ha 目標年次 平成 32 年 事業費 40,939 百万円</p>	<p><b>1. 事業名</b> 公共下水道事業 (公共関連公共下水道)</p> <p><b>2. 会計名</b> 富合町公共下水道特別会計</p> <p><b>3. 汚水計画</b> 計画面積 420 ha 計画人口 15,000 人 目標年次 平成 30 年 事業費 18,015 百万円 計画処理水量 7,050 m<sup>3</sup>/日 排除方式 分流式</p> <p><b>4. 認可計画</b> 計画面積 151 ha 計画人口 3,630 人 目標年次 平成 21 年 事業費 6,339 百万円</p> <p><b>5. 整備状況(平成 17 年度末)</b> 処理人口 1,774 人 普及率 22.1% 整備面積 76 ha 面整備率 18.1%</p> <p><b>6. 公の施設の利用に関する協定</b> 熊本市との協定(杉島・御船手地区 32.2ha)は平成 14 年 9 月議会で議決 宇土市との協定(区域面積 387.8ha)は平成 10 年 9 月議会で議決</p> <p><b>7. 雨水計画</b> 未策定</p>

<p>【相違点:下水道使用料関係】</p> <p>○使用料金の体系の相違 (熊本市では右記新料金を平成17年1月1日から適用)</p> <p>○データ処理システムの相違</p>	<p><b>1. 使用料金 (税込)</b></p> <p>(1)水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本料金 10 m<sup>3</sup>まで 990 円 (従量料金 1 m<sup>3</sup>につき)</li> <li>・ 11 m<sup>3</sup>~20 m<sup>3</sup> 125 円</li> <li>・ 21 m<sup>3</sup>~50 m<sup>3</sup> 165 円</li> <li>・ 51 m<sup>3</sup>~200 m<sup>3</sup> 200 円</li> <li>・ 201 m<sup>3</sup>~500 m<sup>3</sup> 240 円</li> <li>・ 501 m<sup>3</sup>~2,000 m<sup>3</sup> 280 円</li> <li>・ 2,001 m<sup>3</sup>以上 325 円</li> </ul> <p>(例) 20 m<sup>3</sup>使用の場合 2,240 円</p> <p><b>2. データ処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水ー水道局料金システム (kis)</li> <li>・水道水以外ー市独自電算システム</li> </ul>	<p><b>1. 使用料金基本料金 (税込)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10 m<sup>3</sup>まで 1,575 円 (従量料金 1 m<sup>3</sup>につき)</li> <li>・ 11 m<sup>3</sup>~30 m<sup>3</sup> 157 円</li> <li>・ 31 m<sup>3</sup>~50 m<sup>3</sup> 178 円</li> <li>・ 51 m<sup>3</sup>~100 m<sup>3</sup> 199 円</li> <li>・ 101 m<sup>3</sup>以上 220 円</li> </ul> <p>(例) 20 m<sup>3</sup>使用の場合 3,150 円 *井戸水使用の場合町で水量計設置</p> <p><b>2. データ処理</b></p> <p>日立情報システムズ</p>
<p>【相違点:下水道受益者負担金関係】</p> <p>○納入方法等の相違</p> <p>○データ処理システムの相違</p>	<p><b>1. 受益者負担金額</b> 200 円/m<sup>2</sup></p> <p><b>2. 施行年月日</b> S51 年 4 月 1 日</p> <p><b>3. 負担金の徴収猶予の有無</b> 有り</p> <p><b>4. 負担金の減免制度の有無</b> 有り</p> <p><b>5. 納入方法</b></p> <p>イ. 最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り)</p> <p>ロ. 一括納付及び3年間×年4回の分割均等払い有り</p> <p>ハ. 一括納付の報奨金制度無し</p> <p><b>6. データ処理</b> 市独自電算システム</p>	<p><b>1. 受益者負担金額</b> 200 円/m<sup>2</sup></p> <p><b>2. 施行年月日</b> H14 年 4 月 1 日</p> <p><b>3. 負担金の徴収猶予の有無</b> 有り</p> <p><b>4. 負担金の減免制度の有無</b> 有り</p> <p><b>5. 納入方法</b></p> <p>イ. 最寄の金融機関(口座振替は無し)</p> <p>ロ. 5年間, 年4回の分割均等払い及び一括納付有り</p> <p>ハ. 一括納付の報奨金制度有り 報奨金額: 3,745,312 円 件数: 159 件 (17年度実績)</p> <p><b>6. データ処理</b> 日立情報システムズ</p>
<p>【相違点:水洗便所改造貸付制度】</p> <p>○融資額の相違</p> <p>○貸付金に係る利子(年利)の相違</p>	<p><b>1. 融資額</b> 改造工事1件につき33万円以内</p> <p><b>2. 年利</b> 無利子</p>	<p><b>1. 融資額</b> 改造工事1件につき30万円以内</p> <p><b>2. 年利</b> 5.25%</p>

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名： 水道部会

協議5-7	上水道事業、簡易水道組織・補助金
協議内容	<p>1.熊本市は公営上水道、富合町は地区営水道（簡易水道）となっている。合併後、簡易水道を残すのか、上水道整備を行うのか。</p> <p>2.現行の富合町の簡易水道組合に対する補助金についてどう取り扱うのか。</p>
調整方針  F	<p>1.上水道事業については、合併後整備する方向で検討する。なお、具体的な整備方針については、法定協議会の中で簡易水道組合や住民の意向を聞きながら調査等も踏まえて協議していくこととする。</p> <p>2.簡易水道組合に対する補助金については、上水道の整備が終わるまでは継続する方向で検討する。</p>

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<p><b>【相違点】</b> 熊本市は公営上水道 富合町は地区営水道(簡易水道)</p>	<p>上水道事業</p> <p>給水人口 652,010 人</p> <p>一日平均給水量 231,272 m<sup>3</sup></p> <p>公称施設能力 287,000 m<sup>3</sup></p> <p>普及率 97.5%</p>	<p>地区営水道（簡易水道）</p> <p>給水人口 7,460 人</p> <p>一日平均給水量 1,959 m<sup>3</sup></p> <p>井戸能力 5,460 m<sup>3</sup></p> <p>普及率 98.5%</p> <p>給水人口（計） 7,460 人</p> <p>1日給水量（計） 1,959 m<sup>3</sup></p> <p>1日井戸能力（計） 5,640 m<sup>3</sup></p>
<p>・熊本市は簡易水道が無いため補助制度が無い</p>	<p>熊本市は地方公営企業法による上水道事業のみであり、簡易水道は無い</p>	<p>※各組合は自主運営で町民課からの補助制度あり。</p> <p>水道組合が実施する水道施設の改良及び新設等、水道施設整備事業に対し、事業費の10分の5以内 同事業で町長が特に必要と認める事業に対し、事業費の10分の6以内</p>

# 協議第6号 教 育

項目番号	項 目 名	調整方針
協議6-1	学校図書館充実事業	A
協議6-2	育英奨学金（育英事業）	A
協議6-3	高等学校	F
協議6-4	社会教育施設	A
協議6-5	公民館学級	D
協議6-6	小中一貫教育（教育特区）	D
協議6-7	各種大会等	D
参 考	小・中学校就学支援	B
〃	小学校ティームティーチング講師派遣事業	B
〃	青少年健全育成事業	B
〃	青少年国際・国内交流事業	B
〃	青少年活動支援事業	B
〃	生涯学習推進事業	B
〃	家庭教育推進事業	B
〃	図書館のサービス	B

項目番号	項目名	調整方針
参 考	運動施設予約・案内システム	<b>B</b>
〃	スポーツ振興基金等	<b>B</b>
〃	総合型地域スポーツクラブの育成	<b>B</b>
〃	各種大会（開催）補助金	<b>B</b>





# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：教育部会

協議6-1	学校図書館充実事業
協議内容	1 図書管理システム・検索システム、司書業務の扱い、図書館資源ネットワークは、熊本市の独自の取り組みであるが、どう取り扱うのか。
調整方針  <b>A</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○図書管理システム・検索システム等については、熊本市のシステムを導入する方向で考える。</li> <li>○学校図書館の蔵書整備については、富合町小中学校も含めた全体的な計画により整備する必要がある。</li> <li>○学校図書館司書業務補助員については、富合町小中学校についても熊本市の基準により配置する必要がある。</li> <li>○図書館資源ネットワークについては、富合町も含めた形で実施する方向で考える。</li> </ul>

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<b>【相違点】</b> 図書管理システム・検索システム、図書館資源ネットワークは、熊本市の独自の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○図書購入予算(17年度予算) 小学校 407,000 円(1校平均) 中学校 810,000 円(1校平均)</li> <li>○図書管理・検索システム ・学校図書館の蔵書情報の一元管理を行い、バーコードによる貸し出し、返却システムにより、効果的・効率的に図書管理を行っている。</li> <li>○学校図書館司書業務補助員の配置 ・全小中学校に補助員を配置し、図書の整理や修理、児童生徒の読書相談などを行っている。</li> <li>○図書館資源ネットワーク ・学校間や市立図書館をネットワークで結び、図書の物流システムを構築し、児童生徒の読書や授業支援を行っている。</li> </ul>	学校図書館蔵書の図書標準充足率100%  1 図書購入予算(17年度予算ベース) 小学校 650,000 円 中学校 703,000 円  2 学校図書館専任の職員(臨時等含む)の配置なし。(事務補助が司書教諭の補助で図書館の整理の手伝いを行っている程度)  3 学校図書館の図書データの電算化 中学校のみ(スタンドアロン)・町図書館との図書流通なし(町図書館の蔵書検索をインターネット上でできるのみ)

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：教育部会

協議6-2	育英奨学金（育英事業）
協議内容	1 対象者の範囲と金額に相違点があるが、どう取り扱うのか。
調整方針  A	○奨学金貸付制度については、熊本市の制度へ統一する方向で考える。

協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<b>【相違点】</b> 対象者の範囲と金額に相違点がある。	○奨学金貸付制度 ・経済的な理由により修学が困難な高校生・大学生等に対して、奨学金の貸し付けを行っている。 貸付額 高校等 (国公立) 月額 18,000 円 (私立) 月額 30,000 円 大学等 (国公立) 月額 42,000 円 (私立) 月額 51,000 円 選考基準 熊本市内に居住する者の被扶養者であること 他の奨学金や授業料の減免等を受けていないこと 等	富合町奨学資金貸付制度 ・該当者数・1名 ・給付額・・・月額 10,000 円以内 ・給付期間・・・高校在学3年間 ・返還方法 最終貸付月の1年後から6年以内 ・選考基準 富合中学校卒業者であること 学資の支弁が困難であること 他の奨学資金を受けていないこと

# 熊本市・富合町合併準備協議会 協 議 書

作業部会名：教育部会

協議6-3	高等学校
協議内容	1 公立高等学校の通学区域が異なる。
調整方針  F	<p>○県立高校の通学区域については、所管である熊本県の教育委員会で検討されることとなる。</p> <p>○市立高校（必由館高等学校、千原台高等学校）については、当然通学区域となると考える。</p>

協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
【相違点】公立高等学校の通学区域が異なる。	<p>現在の公立高等学校(普通科)の通学区域について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必由館高等学校</li> <li>・千原台高等学校</li> <li>・済々黌高等学校</li> <li>・熊本高等学校</li> <li>・第一高等学校</li> <li>・第二高等学校</li> <li>・熊本西高等学校</li> <li>・熊本北高等学校</li> <li>・東稜高等学校</li> </ul>	<p>現在の公立高等学校(普通科)の通学区域について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一高等学校</li> <li>・御船高等学校</li> <li>・甲佐高等学校</li> <li>・宇土高等学校</li> <li>・松橋高等学校</li> <li>・矢部高等学校</li> </ul>

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：教育部会

協議6-4	社会教育施設
協議内容	地域公民館に対し、熊本市と富合町で補助制度や補助額の面で差があるが、どう取り扱うのか。
調整方針 A	地域公民館への補助制度については、基本的には熊本市の制度への統一という方向で検討する。

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<b>【相違点】</b> 地域公民館に対し、熊本市と富合町で補助制度や補助額の面で差がある。	1. 地域公民館 430 館  2. 地域公民館補助金 (1) 運営費 1 館につき 150 千円以内で支給 (9 月末までに結成した場合は年額の 1/2 を補助) (2) 建設費 経費の 50%支給 最高 7,500 千円以内 (3) 営繕費 経費の 60%支給 最高 600 千円以内 (4) 借家料 年額に 1/3 を乗じて 150 千円を超えない額 (10 月 1 日までに契約締結の場合は年額の 1/2 の額)  (H17 年度実績) 運営費補助 34,012 千円 (件数 430) 建設費補助 20,881 千円 (件数 3) 営繕費補助 14,200 千円 (件数 50) 借家料補助 722 千円 (件数 6)  (H18 年度予算) 運営費補助 34,400 千円 (H18 予算) 建設費補助 22,500 千円 (H18 予算) 営繕費補助 15,000 千円 (H18 予算) 借家料補助 722 千円 (H18 予算)  ※市地域公民館連絡協議会に 1,200 千円の補助を実施している。(18 年度から 1,080 千円) ※学習講座開設事務委託 1,200 千円の補助を実施している。	1. 地区公民館 21 館 (22 地区中) ※地区で管理運営を行っている。  2. 地区公民館補助金 (1) 運営費 補助なし (2) 建設費及び (3) 営繕費 ※行政区に対し、地区公民館建設補助金として交付する。 <b>【補助金の交付対象及び交付額】</b> ①新築及び改築工事 ・建築面積が 50 m <sup>2</sup> 以上の場合は、50 m <sup>2</sup> を 200 万円とし、50 m <sup>2</sup> を超える 1 m <sup>2</sup> につき 1 万円加算 ・50 m <sup>2</sup> 未満の場合は、工事価格の 4 割 (限度額 200 万円) ②増築工事 (50 m <sup>2</sup> 以下) ・工事価格の 4 割 (限度額 200 万円) ③補修及び附帯設備工事 (1 件 10 万円以上) ・工事価格の 4 割 (限度額 50 万円) ④敷地購入及び造成工事 ・敷地購入及び工事価格の 4 割  (4) 借家料 補助なし  (H17 年度実績) 地区公民館建設補助金 171 千円 ・建設費補助 119 千円 (件数 2) ・営繕費補助 52 千円 (件数 1)  (H18 年度予算) 地区公民館建設補助金 465 千円

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：教育部会

協議6-5	公民館学級
協議内容	富合町は、すべて主催講座、熊本市は主催講座と自主講座であるが、どう取り扱うのか。
調整方針  D	<p>公民館講座については、富合町が講師謝礼金の公費負担や講座生への使用料免除等を実施しているのに対し、熊本市は受益者負担として講座関係経費を徴収している自主講座と行政が主催する講座を分けて実施している。</p> <p>富合町が実施している講座は、熊本市の自主講座に該当するものであり、将来的には熊本市の制度へ移行するが、富合町住民に負担を強いることとなるため、当分の間現行制度を維持する方向で検討する。</p>

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<p><b>【相違点】</b> 富合町は、すべて主催講座 熊本市は主催講座と自主講座</p>	<p>公民館学習活動には、公民館が主催する主催講座と、市民が自主運営する自主講座がある。</p> <p>主催講座は、講座数 1,499、在籍者数（参加者数）61,453 人であり、自主講座は、講座数 880、在籍者数（参加者数）18,422 人である。</p> <p>また、自主講座は入講時に自治会費（300 円～1,000 円）を徴収しているが、講座に係る講師謝礼金や館使用料等の経費は、各講座でそれぞれ必要額を徴収している。</p> <p>&lt;全公民館（16 館）の主催事業等開催経費&gt; H17 年度決算額 54,842 千円 H18 年度予算額 54,105 千円</p>	<p>公民館学習活動には、公民館が主催するさわやか学級がある。</p> <p>さわやか学級は、趣味を生かし、仲間づくり、生きがいがづくりの一環として、昼間活動できる人を対象に現在360人が参加され、年8回の学習会（講和・社会見学など）と16のクラブの中から希望のクラブで活動されている。</p> <p>年間入級料1,000円、1クラブにつき1,000円の負担となっており、クラブでそれぞれ必要額を徴収している。</p> <p>H17 年度決算額 1,155 千円 H18 年度予算額 1,103 千円</p>

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：教育部会

協議6-6	小中一貫教育（教育特区）
協議内容	富合町独自で教育特区が認定され小中一貫教育を実施しているが、どう取り扱うのか。
調整方針 D	小中一貫教育については、特色ある教育がなされているので、モデル的な事業として継続する方向で検討し、効果や課題を検証する必要があると考える。

### 協議用資料

富合町が単独で実施している事務事業	
(1) 教育段階の工夫	小中学校9年間を前期（小1～小4）中期（小5～中1）後期（中2～中3）に区分し発達段階に応じた教育を行う
(2) 基礎教科の充実発展	前期－基礎基本の確実な定着を図るため、国語、算数においては授業時数を増やし指導を行う 中期－一部教科担任制を導入し、少人数授業を行い、上位学年の学習も行う 後期－学習指導要領の確実な定着と課題学習を発展的に行う
(3) 国際科の創設	英語教育分野－小1より英語活動を行い、小5より中学校の英語教科書を使う 国際交流分野－外国人との交流を行い、将来的にはホームステイ実施する 伝統文化活動分野－華道、茶道等の9コースから選択し習得したことを国際交流の中で活かして行く 情報教育分野－パソコンの技能を高めるとともに情報モラルを認識し国際交流に役立てる
(4) 生き方創造科の創設	人、社会との関わりの中で、未来へ向けて自分の生きる力を身につけさせる
	補助教員を小中学校に各1名配置      平成18年度予算額    3,983千円
	英検・漢検・数検を公費により受験    平成18年度予算額    1,183千円
	特区全体                                      平成18年度予算額    8,706千円



教育(熊本市のみ) **B**

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
小・中学校 就学支援	<p>○学級支援員の配置（概要） 熊本市立小中学校における教育活動が困難な学級に、臨時的任用職員を配置し、円滑な学級運営に寄与する。</p> <p>（配置状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置人数 15名</li> <li>・配置校 30校</li> <li>・日額 6,160円</li> </ul> <p>○修学旅行特別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学旅行に保護者が付添う場合に要件を定めて補助金を交付する</li> <li>・補助額は、就学奨励費の特殊教育諸学校の修学旅行費の付添人への補助に準ずる。</li> </ul>
小学校 チーム ティーチング 講師派遣事 業	<p>【内容】 学力の基礎・基本の定着が問われる中、つまづきが多く見られる小学校4年生の算数科学習において、31人以上の学級に非常勤講師を派遣し、チーム・ティーチングによるきめ細かな指導を行う。</p> <p>平成17年度配置 50校、149クラス 平成17年度予算 3,030円×150時間×150クラス＝ 68,175千円</p>
青少年健全 育成事業	<p>【中学生地域交流推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1校区につき15万円を上限とし、事業費の3/4を助成する。</li> </ul> <p>【青少年健全育成協議会の活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校区青少年健全育成協議会運営費補助金 1校区 65,000円</li> <li>・熊本市青少年健全育成連絡協議会運営費補助金 500,000円</li> </ul> <p>【冒険遊び場（プレイパーク）支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な遊び材料、工作道具の支援</li> <li>・プレイリーダーの派遣</li> </ul>
青少年国際・ 国内交流事 業	<p>国内外の友好姉妹都市及び九州各都市との派遣・受入の青少年交流事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 熊本市・桂林市高校生交流事業 高校生による相互交流（隔年度訪問）</li> <li>2 熊本市・ハイデルベルク市青少年交流事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生及び中学生による相互交流（隔年度訪問）</li> <li>・青少年交流団(高校生等)及びスポーツ交流団(中学生)</li> </ul> </li> <li>3 九州都市中学生交流事業 九州内の中学2年生による6都市合同交流（単年度派遣）</li> <li>4 小学生福井市交流事業 小学6年生による相互交流（単年度訪問）</li> </ol>
青少年活動 支援事業	<p>○指導者を養成するとともに、青少年団体の活動を支援している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 青少年指導者セミナー、キャンペリーダー講習会及び子ども会育成者講習会等の各種講習会を開催し、指導者を養成するとともに、指導者を地域活動の場に派遣している。</li> <li>2 団体活動の支援 青少年団体の活動の活性化を図るため、補助金を交付している。</li> </ol>



教育(熊本市のみ) **B**

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふれあい出前講座                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関、教育機関等の職員等が講師として地域に出向き、業務の取り組みや事業・施策についての話や説明をする講座を実施している。</li> </ul> </li> <li>○市民大学講座                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の高度で専門的学習ニーズに応えるため、大学や関係行政機関と連携を図りながら講座を開催している。</li> </ul> </li> <li>○ボランティア市民セミナー                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・温かい心の通い合う市民生活を目指し、ボランティア活動を市民の生活に根付かせるためのセミナーを開催している。</li> </ul> </li> </ul>
家庭教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種家庭教育講座の開催                             <ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児や小学生・中学生の子どもを持つ保護者を対象に、家庭や親のあり方、子どもの心身の成長、しつけ等家庭教育についての学習の機会を提供している。</li> </ul> </li> </ul>
図書館のサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネット予約                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館利用者がインターネットで資料の所蔵情報を確認し、自宅等から貸出を予約できる。</li> </ul> </li> <li>○移動図書館                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館車により、大規模団地を中心に巡回個人貸出を行っている。</li> </ul> </li> <li>○郵送貸出                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体に障害等があるために図書館への来館が困難な方を対象として、無料の郵送貸出サービスを行っている。</li> </ul> </li> <li>○搬送サービス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立図書館と公民館図書室15室との連絡調整のほか、図書資料の相互貸借や返却本の搬送など図書の流通のため週2回各室を巡回している。</li> </ul> </li> <li>○図書利用カード(通称「共通利用券」)</li> </ul>
運動施設予約・案内システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成12年度に熊本市体育施設案内・予約システムを導入。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設 公設運動施設 総合体育館、学校体育施設等</li> <li>・利用方法 事前に登録申請を行い、インターネット(携帯電話含む)、街頭端末(市民センター等21ヶ所)、電話・ファックスによる利用申込</li> </ul> </li> </ul>
スポーツ振興基金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ振興基金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ振興基金運営協議会の審議を受け、以下の事業を行う</li> <li>・顕彰</li> <li>・大会出場激励</li> <li>・大会招致及び開催支援</li> <li>・スポーツの普及及び啓発</li> </ul> </li> </ul>
総合型地域スポーツクラブの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合型地域スポーツクラブの育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯にわたって、日常的にスポーツや健康づくりを行う多様目・多世代型の地域スポーツクラブの育成を図っている。</li> </ul> </li> <li>○スポーツリーダーバンク                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のスポーツ活動支援のために、指導者を発掘、育成、登録し、市民スポーツサークルや学校運動部活動へ派遣している。</li> </ul> </li> </ul>

教育(熊本市のみ) B

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
各種大会(開催)補助金	<p>○熊本市スポーツ各種大会の開催及び選手等の出場に関する補助金等交付要綱に基づく事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額</li> </ul> <p>補助対象経費の1/4に相当する額又は、1. 参加者数が1千人以上の場合、全国大会が500千円、九州大会が300千円 2. 参加者数が500人以上1千人未満の場合、全国大会が400千円、九州大会が200千円 3. 500人未満の場合、全国大会300千円、九州大会100千円</p>

## 協議第7号 行政一般

項目番号	項目名	調整方針
協議7-1	広域行政（一部事務組合）	F
協議7-2	消防補助金等（9項目）	A
協議7-3	行政区・区長組織等（行政連絡員制度）	F
協議7-4	行政広報施設補助金	D
参 考	災害備蓄	B
〃	町内自治活動支援事業	B
〃	地域コミュニティーセンター運営・建設事業	B



# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：企画財政部会

協議 7-1	広域行政（一部事務組合）
協議内容	富合町は一部事務組合にて対応しているが、熊本市は単独で実施している。 合併した場合の対応はどのようにするか。
調整方針  <b>F</b>	合併後は新市が一部事務組合に加入するか、熊本市の制度に統一するかの2つの方法が考えられる。 一部事務組合を構成する他の構成市町への影響もあることから法定協議会を設置した後、富合町が他の市町の意向を聞いていくことになる。 法定協議会の中でその意向を尊重した協議を行っていくこととする。

協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<p><b>【相違点】</b> 富合町は一部事務組合にて対応。熊本市は単独で実施している。</p> <p><b>【課題】</b> 一部事務組合で実施している事務の今後の対応</p>	<p>設置していない。</p>	<p>○宇城広域連合(富合・宇土・宇城・城南・美里) ふるさと市町村圏計画の策定・運営、介護保険認定審査会の設置・運営</p> <p>○宇城広域消防衛生施設組合(富合・宇土・宇城・城南・美里) 消防、救急、し尿処理施設の設置及び管理</p> <p>○宇城広域火葬場組合(富合・宇土・宇城) 火葬処理</p> <p>○宇土・富合清掃センター組合(富合・宇土) ごみ処理施設の設置及び管理運営</p> <p>○熊本市市町村総合事務組合(富合)(市町村並びに一部事務組合及び広域連合) 職員の退職手当、非常勤消防団員の損害補償 等</p>

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：総務部会

協議 7-2	消防補助金等（9項目）
協議内容	消防コミュニティーセンター（格納庫）の建設方法について相違があるが、合併後はどう取り扱うのか。
調整方針  <b>A</b>	<p>消防コミュニティーセンターが地域の防災拠点という性格を有すること、また消防団の活動拠点、訓練研修の場である等のことから、地元が負担し建設するよりも、規格を統一した建物を公費により建設したほうがよいと考える。</p> <p>よって、消防防災施設等の補助については、熊本市の制度への統一という方向性で考える。</p>

協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<p><b>【相違点】</b> 熊本市はコミュニティーセンター（格納庫）建設については全額市費で実施しているが、富合町は地元への補助金を交付し建設している。</p> <p><b>【課 題】</b></p>	<p>1 消防防災施設等の補助について 行政財産はすべて本市が負担、地元財産については、10万円を限度として事業費の90%を補助。 機械倉庫の修理 火の見やぐらの撤去 消火栓ボックスの補修 等</p> <p>2 積載車について (1)積載車 全額市費 (2)車検点検 全額市費 (3)修理費 全額市費 (4)燃料費 全額市費 (5)格納庫 コミュニティー消防センターを1校区1箇所建設中（全額市費）</p>	<p>1 消防防災施設等の補助について 消防の用に供する消防施設及び消防用具の購入又は整備を促進しようとする行政区に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 ・補助率 (1)級地区(戸数50以下) 補助率80% (2)級地区(戸数51以上100以下) 補助率70% (3)級地区(戸数101以上150以下) 補助率60% (4)級地区(戸数151以上) 補助率50%</p> <p>2 消防ポンプ積載車について (1)積載車 全額 (2)車検、車両保険等 全額 (3)修理費 全額 (4)燃料費 予算の範囲で定める額 (5)格納庫 8割補助 (限度額120万円、詰所兼用の場合は限度額150万円)</p>

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：市民生活部会

協議 7-3	行政区・区長組織等（行政連絡員制度）
協議内容	熊本市は町内自治会制度、富合町は行政連絡員制度となっており、制度面に相違があるが、どのように取り扱うか。
調整方針  F	<p>「自分たちのまちは自分たちでつくる」という住民自治の視点により、自治会は地域住民が自主的に組織する団体として位置付けていることから、行政連絡員制度の役割も参考としながら、町内自治会制度への統一という方向性で検討する。</p> <p>しかしながら、この問題は地域のコミュニティづくりに大きな影響を及ぼすと考えられることから、地域性及び合併後の激変緩和への配慮、さらには合併特例区等の制度も視野に入れ、行政連絡員制度を存続（最長で合併特例区設置期間の5年以内）するか否かは、法定協議会のなかで方向性を決定すべきと考える。</p>

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<p><b>【相違点】</b> 熊本市では、町内自治会等に対し、行政事務への協力を依頼。 富合町は嘱託員制度。</p> <p><b>【課題】</b> 報酬を支払っている嘱託員制度との調整が必要である。</p>	<p>行政事務の一部を取り扱う嘱託員は設置していないが、町内自治会等として届出により市長が認めた団体として、行政事務への協力をお願いしている。</p> <p>名称 町内自治会（727人） 根拠 町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制 区域 小学校区の一部（727町内自治会） 任期 各自治会の規約による 職務内容 自治会による地域づくり活動の推進 報酬等 無（別途支援制度有） 行政文書の配布については別途委託契約締結</p>	<p>名称 嘱託員（22人） 根拠 富合町嘱託員設置規則 区域 行政区単位（22地区） 任期 自治組織代表者の期間区長が嘱託員を兼務 職務内容 行政事務の一部を取り扱う 報酬等 均等割 315,900円（年額） 世帯割 2,200円×世帯数 （算定基準日4月1日）</p>

行政区・区長組織等の比較

	熊 本 市	富 合 町
名 称	町内自治会 (町内自治会長)	嘱託員 (区長が嘱託員を兼ねる)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等)</li> <li>・社会福祉に関する活動 (独居老人訪問、給食サービス)</li> <li>・生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、害虫駆除、廃品回収等)</li> <li>・親睦活動 (スポーツ大会、あいさつ運動、夏祭り等)</li> <li>・文化活動 (文化祭、バザー、広報誌作成)</li> <li>・各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、 交通安全協会等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等)</li> <li>・生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、廃品回収等)</li> <li>・親睦活動 (スポーツ大会、夏祭り等)</li> <li>・各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、 交通安全協会等)</li> </ul>
組織の長又は 嘱託員に依頼 する事務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約により委託している業務 ①行政文書等(広報誌含む)の配布 (町内自治会と委託契約を締結)</li> <li>2. 協力を依頼している業務 (手当等なし)               <ol style="list-style-type: none"> <li>①市の各種行事、事業への参加</li> <li>②各種委員推薦 (民生委員、国勢調査委員等)</li> <li>③公共行事への協力(境界立会い等)</li> <li>④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進</li> <li>⑤交通安全運動、防犯運動協力等</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 嘱託員に依頼している業務 ①行政文書等(広報誌含む)の配布、 掲示及び各種通知事項の周知伝達 ②行政区内の情報の把握 ③災害情報の収集、報告及び資料提供 ④その他</li> <li>2. 区長に協力を依頼している業務 ①町の各種行事、事業への参加 ②各種委員推薦(民生委員等) ③公共行事への協力(境界立会い、転作確 認等) ④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進 ⑤交通安全運動、防犯運動協力等 ⑥里道、水路の管理</li> </ol>



	熊 本 市	富 合 町
根 拠	町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制	富合町嘱託員設置規則
区 域	7 2 7 町内自治会	2 2 行政区
報 酬	無 (各世帯からの町費の中から会長手当を支給している町内自治会が大部分)	(年額) 均等割 315,900 円 世帯割 2,200 円×世帯数
財政的支援等	自治振興補助金 (自治会運営費の一部として助成) ・ 200 世帯以下 年額 60,000 円 ・ 200～400 世帯 年額 65,000 円 ・ 401～800 世帯 年額 70,000 円 ・ 801 世帯以上 年額 75,000 円  文書配布事務委託料 (町内自治会等と委託契約を締結) 1 世帯 月額 60 円  熊本市防犯灯補助金 (防犯灯の維持管理費の一部として助成) ・ 4/1 までに設置 2,000 円/1 灯 ・ 4/2～6/30 までに設置 1,500 円 ・ 7/1～9/30 までに設置 1,000 円 ・ 10/1～12/31 までに設置 500 円	行政区補助金 無  文書配布事務委託料 無 (報酬に含む)  防犯灯補助金 ・ 電球の交換 10 割補助 ・ 新設及び修繕 4 割補助 ・ 電気代 4 割補助 (実施主体：富合町防犯協会)

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：総務部会・市民生活部会

協議 7-4	行政広報施設補助金
協議内容	行政広報施設補助金について、どう取り扱うか
調整方針  D	防災・行政無線の必要性を鑑みながら、基本的には現補助制度を継続していく方向で検討する。

### 協議用資料

富合町が単独で実施している事務事業	
富合町ではマイク放送施設に対する修繕工事等への補助を実施	
修繕工事等への補助・・・4割補助 (事業費 10 万円以上のみ)	
17 年度実績	1,067 千円
18 年度予算	800 千円

行政一般(熊本市のみ) **B**

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
災害備蓄	災害時における非常用食糧として、市内21ヶ所(防災公園、市民センター等)に172,000食を備蓄しており、定期的に入れ替えを行っている。
町内自治活動支援事業	<p>町内自治振興補助            内容 町内自治会の育成、支援            根拠 町内自治振興補助金交付規則による。            金額 世帯割 年額60,000円～75,000円補助</p> <p>防犯灯補助            内容 町内自治会が管理する防犯灯の維持管理に対して交付            根拠 防犯灯補助金交付規則による。            金額 1灯につき 年額2,000円            *設置補助については、熊本市防犯協会から補助</p> <p>校区自治協議会の設立推進            内容 小学校区内の地域団体連携のもとに、地域活動の推進や地域課題へ対応し、円滑な校区運営を図る組織の設立を図る            運営補助 1団体、年額上限200,000円</p>
地域コミュニティセンター運営・建設事業	<p>地域コミュニティセンター運営建設事業</p> <p>内 容 まちづくりや地域保健福祉、ボランティア活動、健康増進、生涯活動など市民主体の地域づくり活動を支援するための拠点施設として平成3年度より計画的に整備を行っている。</p> <p>設置箇所 平成17年6月1日現在、市内44ヶ所</p> <p>施設概要 多目的ホール、和室、調理室、多目的トイレ(地域により児童育成クラブ室併設)</p> <p>設置面積 概ね250㎡～300㎡以内</p> <p>工 費 概ね5千7百万円</p> <p>運 営 地元で設立された運営委員会</p>



## 協議第 8 号 公共料金

項目番号	項目名	調整方針
協議 8 - 1	保育料	F
協議 8 - 2	住宅使用料	C
協議 8 - 3	介護保険料	F
協議 8 - 4	国保税率等	C
参 考	浄化槽保守点検	B



# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：健康福祉部会

協議8-1	保育料
協議内容	<p>1 保育所徴収金基準額表が違うため保育料が大きく変わる世帯が出てくる。</p> <p>2 保育料の軽減措置（2人目半額、3人目無料等）の取り扱いが違うため不利益をこうむる世帯が出てくる。</p>
調整方針  F	<p>協議内容の1、2ともに、最終的に熊本市の制度に合わせる方向で検討する。</p> <p>今後の具体的な協議内容は、旧富合町の入所者に対する措置をどうするかということになると考えられる。旧富合町の入所者に対して、経過措置等の何らかの措置をとるかどうか、また、経過措置をとる場合、その期間、対象者の範囲などについて、これから協議していく必要がある。</p>

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<p><b>【相違点】</b> 保育料軽減措置の取り扱いが違う。</p> <p>大まかに、所得税額6万円以下の世帯の保育料は富合町が高く、以上の世帯は熊本市が高い。</p> <p>熊本市は母子・父子世帯、障害者を含む世帯への軽減がより厚い。</p>	<p>○2人以降の保育料 同時に在園の場合（他園可） 2人目 半額 3人目 無料 所得制限なし。</p>	<p>○保育所に2名入所している世帯にあつては、所得税60,000円未満の世帯に属する児童については年齢が最も高い児童を全額とし、残りの児童については半額。所得税60,000円以上の世帯に属する児童については年齢が最も低い児童を全額とし、残りの児童については半額する。</p> <p>○3名以上入所している世帯にあつては、国7階層以外の世帯については、保育料の高い方から3番目以降の児童を無料としています。</p>

参考資料

保育料基準額比較表

(単位：円)

基準額の比較 (熊本市 - 富合町)		3才未満児	3才児	3才以上児
0	0	0	0	0
△ 5,000	△ 4,000	△ 5,000	△ 4,000	△ 4,000
△ 5,500	△ 5,000	△ 5,500	△ 5,000	△ 5,000
△ 1,500	△ 1,800	△ 1,500	△ 1,800	△ 1,800
△ 3,500	△ 3,800	△ 3,500	△ 3,800	△ 3,800
△ 5,500	△ 4,800	△ 5,500	△ 4,800	△ 4,800
△ 3,000	△ 2,500	△ 3,000	△ 2,500	△ 2,500
△ 4,000	△ 3,500	△ 4,000	△ 3,500	△ 3,500
4,500	4,000	4,500	4,000	4,000
2,500	2,000	2,500	2,000	2,000
9,500	7,000	9,500	7,000	8,000
6,500	4,000	6,500	4,000	6,000
4,500	2,000	4,500	2,000	5,000
15,000	1,000	15,000	1,000	6,000
12,000	1,000	12,000	1,000	6,000
9,000	1,000	9,000	1,000	6,000
9,000	1,000	9,000	1,000	6,000
13,000	3,000	13,000	3,000	8,000

※注意  
基準額の比較は、階層区分が異なりますので、詳細は個別に比較する必要があります

平成18年4月1日 改定

階層区分	各月初日の児童の属する世帯の階層区分	富合町				児童数 H18.4.1現在
		3才未満児 徴収金 基準額	3才児 徴収金 基準額	4才以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上入所している者の減額規定	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0		0
(B)	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯(母子、身障世帯等)	5,000	4,000	4,000	最も年齢の高い児童が全額、それ以外は、1人の児童を半額を徴収。	10
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯( B)以外の世帯)	10,000	8,000	8,000	最も年齢の高い児童が全額、それ以外は、1人の児童を半額を徴収。	11
C1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の市町村民税の所得割の額のみ(所得割の額のない世帯)	13,000	10,000	10,000	3人以上の場合は無料	16
C2	A階層を除き前年度分の市町村民税の所得割の額が5,000円未満とする世帯	15,000	12,000	12,000		11
C3	A階層を除き前年度分の市町村民税の所得割の額が5,000円以上とする世帯	17,000	13,000	13,000		11
D1	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得の額が次の区分に該当する世帯	19,000	15,000	15,000		3
D2	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得の額が次の区分に該当する世帯	20,000	16,000	16,000		6
D3	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得の額が次の区分に該当する世帯	21,000	18,000	18,000		15
D4	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得の額が次の区分に該当する世帯	23,000	20,000	20,000		35
D5	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得の額が次の区分に該当する世帯	25,000	22,000	21,000	最も年齢の低い児童が全額、それ以外は、1人の児童を半額を徴収。	28
D6	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得の額が次の区分に該当する世帯	28,000	25,000	23,000	最も年齢の低い児童が全額、それ以外は、1人の児童を半額を徴収。	13
D7	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得の額が次の区分に該当する世帯	30,000	27,000	24,000	最も年齢の低い児童が全額、それ以外は、1人の児童を半額を徴収。	12
D8	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得の額が次の区分に該当する世帯	32,000	29,000	24,000	最も年齢の低い児童が全額、それ以外は、1人の児童を半額を徴収。	16
D9	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得の額が次の区分に該当する世帯	35,000	29,000	24,000	最も年齢の低い児童が全額、それ以外は、1人の児童を半額を徴収。	5
D10	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得の額が次の区分に該当する世帯	38,000	29,000	24,000	最も年齢の低い児童が全額、それ以外は、1人の児童を半額を徴収。	1
D11	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得の額が次の区分に該当する世帯	38,000	29,000	24,000	最も年齢の低い児童が全額、それ以外は、1人の児童を半額を徴収。	20
D12	A階層を除き前年度分の所得税課税世帯であってその所得の額が次の区分に該当する世帯	38,000	29,000	24,000	最も年齢の低い児童が全額、それ以外は、1人の児童を半額を徴収。	7
計					220	

熊本市 > 児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯で、この表の第2階層に属するものは第1階層にあるものとみなします。

- 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているもの世帯及びこれに準ずる世帯
- 次に掲げる児(者)を有する世帯
  - 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者
  - 特別児童扶養手当又は支給対象児又は国民年金の生涯基礎年金等の受給者
  - 生活保護法の要保護の状態にあると認められる世帯等で、当該世帯の申請に基づき、市長が認めたもの

平成18年4月1日 改定

階層区分	各月初日の児童の属する世帯の階層区分	国基準			熊本市			児童数 H18.4.1現在
		3歳未満児の場合 負担金 徴収額	3歳以上児の場合 負担金 徴収額	3歳未満児の場合 負担金 徴収額	3歳以上児の場合 負担金 徴収額	同時に2人以上入所している者の減額規定		
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0	0		68	
第2階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	9,000	6,000	4,500	3,000	2人目の児童については、この表の2分の1の額とし、3人目以降の児童については無料。	母子等 1,250  934	
第3階層	市町村民税課税世帯	19,500	16,500	11,500	8,200		1,712	
第4-1階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得の額が次の区分に該当する世帯	30,000	27,000	16,000	12,500		854	
第4-2階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得の額が次の区分に該当する世帯	30,000	27,000	25,500	22,000		2,161	
第5階層	64,000円以上160,000円未満	44,500	41,500	34,500	29,000		2,562	
第6階層	160,000円以上408,000円未満	61,000	58,000	47,000	30,000		2,133	
第7階層	408,000円以上	80,000	77,000	51,000	32,000		908	
計							12,582	



# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：建設部会

協議8-2	住宅使用料
協議内容	係数の格差及び住宅使用料の調整について
調整方針  C	係数については、基本的に熊本市の現行の係数を適用する。ただし、富合町の入居者への家賃の増額が考えられるため、利便性係数の見直し又は経過措置を設ける方向で検討する。

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
住宅使用料算定係数の相違	使用料（家賃）の算定 使用料＝家賃算定基礎額 ×市町村立地係数 ×規模係数 ×経過年数係数 ×利便性係数 家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額 市町村立地係数：国土交通大臣が定める値 0.95 規模係数      ：公営住宅施行令で定める値 経過年数係数  ：公営住宅施行令で定める値 熊本市における利便性係数設定は次のとおり ◎利便性係数＝1－(地域要因+設備要因)	使用料（家賃）の算定 使用料＝家賃算定基礎額 ×市町村立地係数 ×規模係数 ×経過年数係数 ×利便性係数 家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額 市町村立地係数：国土交通大臣が定める値 0.70 規模係数      ：公営住宅施行令で定める値 経過年数係数  ：公営住宅施行令で定める値 利便性係数 廻江団地  0.75 国町団地  0.70

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：健康福祉部会

協議 8-3	介護保険料
協議内容	1 第3期介護保険料基準額や介護保険料所得段階区分が異なるため、高所得者など介護保険料が大きく変わる人が出てくる。 2 介護保険料の納期が、富合町が6月から翌3月までの10期なのに対し、熊本市では4月から翌3月までの12期であり、納付に多少違いが出てくる。
調整方針  <b>F</b>	1 保険料は第3期介護保険事業計画期間（平成18～20年度）は、両市町の保険料の算定基準によることとし、第4期計画（平成21年度）から熊本市の制度に統一する方向で検討する。 2 納期は熊本市の制度に統一する方向で検討する。

協議用資料

相違点と課題	比 較							
	熊本市			富合町				
<b>【相違点】</b> 1 第3期介護保険料基準額や介護保険料所得段階区分が異なる。 （H12年度～H14年度→第1期 H15年度～H17年度→第2期 H18年度～H20年度→第3期 （1期＝3年））  2 保険料の納期が異なる。	○基準額	年額 55,200 円（月 4,600 円）		○基準額	年額 52,800 円（月 4,400 円）			
	○保険料率	所得段階	対象になる方	保険料率	○保険料率	所得段階	対象になる方	保険料率
	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50		
	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下	0.50	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下	0.50		
	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75		
	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00		
	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満	1.25	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満	1.25		
	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上 400 万円未満	1.50	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上	1.50		
	第7段階	本人が住民税課税で、所得金額が 400 万円以上	1.75					
		○納期	4月から翌3月までの12期。 （4月から7月までは仮算定、8月から翌3月までが本算定）ただし、3月資格取得者等は過年度扱い。		○納期	6月から翌3月までの10期。ただし、3月資格取得者等は、過年度扱い。		

【介護保険料】

参考資料

(単位：円、人)

熊本市		①基準額		55,200円		富合町		④基準額		52,800円	
所得段階	対象になる方	保険料率 ②	保険料(年額) ③=①×②	対象になる方	保険料率 ⑤	保険料(年額) ⑥=④×⑤	所得段階	対象になる方	保険料率 ⑤	保険料(年額) ⑥=④×⑤	対象者数
第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	27,600	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	26,400	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	26,400	7
第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50	27,600	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50	26,400	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50	26,400	355
第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	41,400	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	39,600	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	39,600	243
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	55,200	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	52,800	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	52,800	993
第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25	69,000	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25	66,000	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25	66,000	493
第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上400万円未満	1.50	82,800	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上400万円未満	1.50	79,200	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上	1.50	79,200	189
第7段階	本人が住民税課税で、所得金額が400万円以上	1.75	96,600	本人が住民税課税で、所得金額が400万円以上	1.75	96,600	—	—	—	—	—
合計				合計			合計				2,280

(単位：円、人)

熊本市		①基準額		55,200円		富合町		④基準額		52,800円	
所得段階	対象になる方	保険料率 ②	保険料(年額) ③=①×②	対象になる方	保険料率 ⑤	保険料(年額) ⑥=④×⑤	所得段階	対象になる方	保険料率 ⑤	保険料(年額) ⑥=④×⑤	対象者数
第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	27,600	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	26,400	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	26,400	7
第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50	27,600	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50	26,400	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50	26,400	355
第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	41,400	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	39,600	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	39,600	243
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	55,200	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	52,800	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	52,800	993
第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25	69,000	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25	66,000	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円未満	1.25	66,000	493
第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上400万円未満	1.50	82,800	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上400万円未満	1.50	79,200	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が200万円以上	1.50	79,200	189
第7段階	本人が住民税課税で、所得金額が400万円以上	1.75	96,600	本人が住民税課税で、所得金額が400万円以上	1.75	96,600	—	—	—	—	—
合計				合計			合計				2,280

注1

※ 熊本市は平成18年8月1日現在、富合町は平成18年6月1日現在  
 ※ 「注1」・・・熊本市の第7段階と富合町の第6段階の差額です。

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：健康福祉部会

協議8-4	国保税率等
協議内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 富合町では「税方式」、熊本市では「料方式」を採用しており、どう取り扱うか。</li> <li>2 率、負担方法（介護の平等割）が異なっており、どう取り扱うか。また、富合町では給付費基金を有しているが、どう取り扱うか。</li> <li>3 レセプトの内部点検体制をどうするか。</li> </ol>
調整方針  C	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険については、本来、保険料とされているため、保険料で統一する方向で検討する。</li> <li>2 熊本市の保険料が高いため、富合町の被保険者について、合併の年度及びその後、最長5年間の負担調整期間を設けることとし、その後、熊本市の保険料で統一する方向で検討する。また、基金については、熊本市にはないことから最長5年間の経過措置終了までに富合町の国保事業にあてる方向で検討する。</li> <li>3 レセプトの内部点検について、富合町は臨時職員を雇用、熊本市は民間企業に委託しているが、熊本市の方式で統一する方向で検討する。</li> </ol> <p>平成20年度から医療制度の改革により、保険のあり方が大きく変わる事となるが、その内容を今後見極める必要がある。</p>

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊 本 市	富 合 町
<b>【相違点】</b> 熊本市は保険料、富合町は保険税の取り扱いである。	○税率等 ・区分 医療分 介護分 ・所得割 10.4/100 1.9/100 ・資産割 — — ・均等割 33,450円 13,400円 ・平等割 25,800円 — ・賦課限度額 53万円 9万円  ○基金 基金はない  ○国保事業 ・人間ドック（内容別紙参照） ・あんま、はり、灸（80回まで） ・国保ヘルスアップ事業 ・疾病データ分析による健康づくり事業	○税率等 ・区分 医療分 介護分 ・所得割 9.7/100 1.5/100 ・資産割 — — ・均等割 27,000円 8,000円 ・平等割 24,000円 2,500円 ・賦課限度額 53万円 9万円  ○基金 富合町国民健康保険療養給付支払等基金 H17年度末 74,446,181円

\* 熊本市、富合町とも平成18年度改定率

公共料金(熊本市のみ) **B**

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
浄化槽保守 点検	1 登録業者数 31社
	2 登録期間 3年
	3 保守点検業の登録又は登録更新手数料 ・1件につき30,000円
	4 浄化槽管理士の資格確認証の交付手数料 ・1件につき 750円
	5 保守点検器具検査手数料 ・1件につき 1,500円
	6 保守点検業の登録証再交付手数料 ・1件につき 500円
	7 保守点検器具検査済証再交付手数料 ・1件につき 800円
	※根拠 熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例



## 協議第 9 号 高齢者・障害者(児)

項目番号	項目名	調整方針
協議 9 - 1	老人保健関係 基本健康診査、肺がん検診、大腸がん検診、 胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、 ふるさと総合健診、腹部超音波検診	---
参 考	熊本市優待証	B
〃	シルバー人材センター補助金	B
〃	老人保健機能訓練	B
〃	ひとり暮らし高齢者訪問事業	B
〃	家族介護者リフレッシュ事業	B
〃	在宅福祉軽度生活援助事業	B
〃	在宅福祉無料寝具乾燥事業	B
〃	高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業	B
〃	高齢者介護用品支給事業	B
〃	高齢者筋力向上トレーニング事業	B
〃	在宅福祉住宅改造居宅介護支援員派遣事業	B
〃	高齢福祉生きがい推進事業	B
〃	夏休み障害児・家族支援事業	B





# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：健康福祉部会

協議 9-1	老人保健関係 基本健康診査、肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、乳がん検診 子宮がん検診、ふるさと総合健診、腹部超音波検診
協議内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施期間及び個人負担金に相違があるが、どのように取り扱うか？</li> <li>2 実施方法に相違があるが、どのように取り扱うか？</li> <li>3 相違点について住民が混乱しないようにするには、どうしたらいいか？</li> <li>4 対象年齢の変更の周知（奇数年齢→偶数年齢）</li> <li>5 総合健診をどう取り扱うか？</li> <li>6 腹部超音波検診をどう取り扱うか？</li> </ol>
調整方針	<p><b>A</b> 1 <b>基本健康診査、肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診</b> 実施期間及び個人負担金については、熊本市の制度が充実しているため熊本市の制度に統一する方向で検討する。 また、実施期間については、現状の医療機関との協議が必要である。</p> <p><b>D</b> 2 <b>肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診</b> 実施方法は、熊本市では個別の医療機関で対応しているが、富合町では移動検診車による現状の受診体制を維持できるように検診機関と協議する方向で検討する。</p> <p><b>F</b> 3 <b>基本健康診査、肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診</b> 広報内容を見直し合併前と後の相違点をわかりやすく説明する広報誌・チラシ等を作成し住民に周知を図ることとし、富合町の現状の受診体制を維持ができるよう検診機関と協議する方向で検討する。尚、大腸がん検診については、熊本市は内視鏡検査を実施していないため、富合町の住民に他の検診による自己負担軽減で理解を促すもの。</p> <p><b>A</b> 4 <b>乳がん検診、子宮がん検診</b> 対象年齢については、熊本市の制度（偶数年齢）に統一する方向で検討する。ただし、合併の年度に限り、富合町の全年齢（乳がん検診は40歳以上、子宮がん検診は20歳以上）を受診対象とし、翌年度から偶数年齢へ移行する。</p> <p><b>F</b> 5 <b>ふるさと総合健診</b> 熊本市では、総合健診は未実施のため一部地域に限って実施することは困難である。よって、代替として熊本市で実施している個別検診又は国保人間ドックを勧奨する方向で検討する。尚、今般の医療制度改革により、平成20年度から健診の在り方が大きく変わることとなるが、その内容を今後見極める必要がある。</p> <p><b>F</b> 6 <b>腹部超音波検診</b> 富合町では、約1,000人（うち総合健診の腹部超音波検診は約400人）の受診者が居ることから経過措置をとる場合、今後調整が必要と考える。 尚、医療制度改革により、平成20年度から保険の在り方が大きく変わることとなるが、その内容を今後見極める必要がある。</p>

相違点と課題	比較	
	熊本市	富合町
<p>【相違点】 実施期間 個人負担金 【課題】 上記項目の格差による住民の混乱が生じる。</p>	<p><b>基本健康診査（個別・集団）</b>                      ・対象者：40歳以上で健診を受ける機会のない者                      ・実施期間：個別→4～3月                      集団→6～8月                      ・個人負担金：無料                      肝炎ウイルス(C型+B型)：                      800円(基本健康診査と同日)                      1,200円(基本健康診査の後日)                      *肝炎ウイルス検診(C型,B型)の対象者は、個別・集団とも富合町と同様                      ・実施場所：医療機関</p>	<p><b>基本健康診査（個別・集団）</b>                      ・対象者：40歳以上、特定高齢者疑いの者                      ・実施期間：個別→6～8月                      集団→9月                      特定高齢者疑いの者は通年                      ・個人負担金：                      40歳～69歳（6～8月受診）2,000円                      40歳～69歳（9～5月受診）2,700円                      70歳以上 無料                      ※40・45・50・55・60・65・70歳で希望者は肝炎ウイルス検査（C型,B型）を健診項目に追加して受診することができる。個人負担金は上の金額に1,000円追加。                      ・実施場所：医療機関</p>
<p>【相違点】 実施期間 個人負担金</p>	<p><b>肺がん検診</b>                      ・対象者：40歳以上で検診を受ける機会のない者                      ・実施期間：4～1月                      ・個人負担金：                      胸部エックス線検査 無料                      喀痰検査 500円                      ・実施場所：検診車による地域（校区毎）を年2回巡回                      ※肺がん検診時に大腸がん検診（便潜血検査の検査セットを配布</p>	<p><b>肺がん検診</b>                      ・対象者：40歳以上                      ・実施期間：7月頃7日間                      ・個人負担金：                      エックス線検査 400円                      ・実施場所：雁回館及び地区公民館                      ※大腸がん検診（便潜血検査）と同時開催</p>
<p>【相違点】 検診内容 実施期間 個人負担金</p>	<p><b>大腸がん検診（便潜血検査）</b>                      ・対象者：40歳以上                      ・実施期間：4月～1月                      ・個人負担金：300円                      ※肺がん検診時に検査セット配布                      胃がん検診時に検査セット回収                      ・実施場所：検診車による地域（校区毎）を年2回巡回</p>	<p><b>大腸がん検診・便潜血検査（集団）</b>                      ・対象者：40歳以上                      ・実施期間：7月頃7日間                      ・個人負担金：500円                      ※大腸がん検診・内視鏡検査（集団）                      対象者：40歳以上                      個人負担金：1,500円                      ・実施場所：雁回館及び地区公民館</p>

<p>【相違点】 実施期間 個人負担金</p>	<p><b>胃がん検診（胃透視検査）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：40歳以上</li> <li>・実施期間：4月～1月</li> <li>・個人負担金：1,000円</li> <li>・実施場所：検診車による地域（校区毎）を年2回巡回</li> </ul>	<p><b>胃がん検診（胃透視検査）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：40歳以上</li> <li>・実施期間：9月頃5日間</li> <li>・個人負担金：1,200円</li> <li>・実施場所：雁回館</li> </ul>
<p>【相違点】 検診内容 実施期間 個人負担金</p>	<p><b>乳がん検診</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：40歳以上の偶数年齢</li> <li>・実施期間：4月～1月</li> <li>・個人負担金： 40歳代（2方向撮影） 1,500円 50歳以上（1方向撮影） 1,100円</li> <li>・実施場所：医療機関</li> </ul>	<p><b>乳がん検診</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：40歳以上の奇数年齢</li> <li>・実施期間：7月か8月頃の2日間</li> <li>・個人負担金： 40歳代（2方向撮影） 1,700円 50歳以上（1方向撮影） 1,200円</li> <li>・実施場所：雁回館</li> </ul>
<p>【相違点】 検診内容 検診期間</p>	<p><b>子宮がん検診</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：20歳以上の偶数年齢</li> <li>・実施期間：4月～1月</li> <li>・個人負担金：1,000円</li> <li>・実施場所：医療機関</li> </ul>	<p><b>子宮がん検診</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：20歳以上の奇数年齢</li> <li>・実施期間：7月か8月頃の2日間</li> <li>・個人負担金：1,000円</li> <li>・実施場所：雁回館</li> </ul>
<p>富合町のみ実施</p>		<p><b>ふるさと総合健診（りんどうコース）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：40歳から74歳</li> <li>・個人負担金： 男性（70歳未満） 5,600円 男性（70歳以上） 3,600円 女性（婦人がんなし70歳未満） 5,600円 女性（婦人がんあり70歳未満） 7,800円 女性（婦人がんマンモ 2方向70歳以上） 8,300円 女性（婦人がんなし70歳以上） 3,600円 女性（婦人がんあり70歳以上） 5,800円</li> <li>内容：健診項目は選択不可 男性：胃がん、肺がん、基本検診 大腸がん（便潜血検査） 超音波検診 女性：胃がん、肺がん、基本検診</li> </ul>

		<p>大腸がん（便潜血検査） 超音波検診 子宮がん、乳がん（視触診＋マンモグラフィ）</p> <p>* 40・45・50・55・60・65・70 歳 で希望者は肝炎ウイルス検査（C型B型）を追加受診できる。 個人負担金：1,000 円</p> <p>・実施場所：雁回館</p> <p>H17 年度 受診実績数 446 人</p>
富合町のみ実施		<p><b>腹部超音波検診</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：19 歳以上</li> <li>・実施期間：9 月頃 5 日間</li> <li>・個人負担金：1,500 円</li> <li>・実施場所：雁回館</li> </ul>

## 各種検（健）診の概要の比較

参 考 資 料

### □ 老人保健事業による各種検診と個人負担額

検（健）診等	熊本市	富合町
基本健診	40歳以上で健診を受ける機会のない者 無料	40歳～69歳（6～8月受診）2,000円 40歳～69歳（9～5月受診）2,700円 70歳以上 無料
肺がん検診	40歳以上で健診を受ける機会のない者 X線 無料 喀痰 500円	40歳以上 X線 400円 喀痰 ー
大腸がん検診	40歳以上 300円 内視鏡検査 ー	40歳以上 500円 内視鏡検査 1,500円
胃がん検診	40歳以上 1,000円	40歳以上 1,200円
乳がん検診	40歳代（2方向撮影） 1,500円 50歳以上（1方向撮影） 1,100円	40歳代（2方向撮影） 1,700円 50歳以上（1方向撮影） 1,200円
子宮がん検診	20歳以上の偶数 1,000円	20歳以上の奇数 1,000円
腹部超音波検診	ー	19歳以上 1,500円
ふるさと総合健診	ー	40歳～74歳 ・基本健診 ・肺がん ・大腸がん ・胃がん ・子宮がん ・乳がん ・腹部超音波検診 ※上記を1日間で受診（定員制限なし） 70歳未満 5,600円～8,300円 70歳以上 3,600円～5,800円

### □ 国保事業

検（健）診等	熊本市	富合町
人間ドック	1 診察等 問診、打聴診、血圧測定、身体計測 2 腎機能 尿一般検査(糖、蛋白、潜血、ウロビリノーゲン) 3 眼科系 眼底検査 4 呼吸器系 胸部X線 5 循環器系 心電図 6 消化器系 胃部X線もしくは胃部内視鏡、腹部超音波検査、便潜血 7 血液検査 白血球、赤血球、血色素、ヘマトクリット、血小板、MCV、MCH、MCHC、末梢血液像 8 生化学検査 総蛋白、総ビリルビン、アルブミン、ALP、GOT、GPT、LDH、コリンエステラーゼ <sup>*</sup> 、γ-GTP、血清アミラーゼ <sup>*</sup> 、総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、クレアチニン、尿素窒素、尿酸、空腹時血糖 9 血清検査 HBS抗原、TPHA 10 生活指導	ー

#### 1 熊本市の制度に統一する場合の富合町のメリット

- ・個人負担額が安くなる。

#### 2 熊本市の制度に統一する場合の富合町の課題

○ふるさと総合健診が廃止されることにより

- ・個別検（健）診による対応となるため、1日では受診できない。
- ・「腹部超音波検診」及び「大腸内視鏡検査」は国保人間ドックによる対応のみとなる。
- ・熊本市の国保人間ドックは、希望者の中から抽選〔1600人/2438人：H17年度実績〕であることから受診できない者もでてくる。一方、富合町の総合健診は希望者全員が受診可能（社保家族も対象）
- ・医療機関での受診となることから、移動検診車の存続について検討が必要となる。

高齢者・障害者(児)(熊本市のみ)

B

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
熊本市優待証	<p>○高齢者、障害者及び被爆者の積極的な外出を支援し、健康で生き生きとした生活を送っていただくよう、熊本市の公共施設の入場料や市内を運行するバス・電車の利用を優待する熊本市優待証（通称：さくらカード）を交付する。</p> <p>&lt;対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の高齢者</li> <li>・3級以上の身体障害者、B1以上の知的障害者、3級以上の精神障害者・被爆者手帳の交付を受けた者</li> <li>・高齢者・被爆者→運賃の2割（5,000円カード→1,000円）</li> <li>・障害者→運賃の1割（5,000円→500円）</li> </ul>
シルバー人材センター補助金	<p>○熊本市シルバー人材センター補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者就業機会確保事業</li> <li>・高齢者生活援助サービス事業</li> <li>・元気な高齢者活用事業（シルバーライフサポート事業）</li> <li>・地域高齢者社会参加促進事業</li> <li>・高齢者活の子育て支援事業</li> <li>・高齢者就業相談事業</li> </ul>
老人保健機能訓練	<p>○B型機能訓練</p> <p>対象者：閉じこもりや活動性の低い傾向にある40歳以上の虚弱者</p> <p>内容：レクリエーション、ゲーム、スポーツ、絵画、工芸等の活動、地域での交流会・懇談会等及び地域の諸事業への参加等</p> <p>実施回数：毎月1回/センター</p> <p>費用：無料</p>
ひとり暮らし高齢者訪問事業	<p>○対象者 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、定期的な状況確認をするものがない者</p> <p>○事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①週2～3回訪問し安否の確認</li> <li>②行政機関との連絡調整</li> </ol>
家族介護者リフレッシュ事業	<p>○対象者 要介護1以上の高齢者を在宅で介護している家族</p> <p>○事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①1泊及び日帰り旅行の主催</li> <li>②家族介護者の相互交流や情報交換実施回数 年度4回（但し、1人かつ1回）</li> </ol>
在宅福祉軽度生活援助事業	<p>○対象者 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯</p> <p>○事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①寝具類の大物の乾燥</li> <li>②軽微な修繕等</li> <li>③家屋内の日ごろ整理しないところの整理</li> <li>④自然災害の防備等</li> <li>⑤その他必要と認められる生活の援助</li> </ol> <p>○利用回数 月／1回</p>

高齢者・障害者(児)(熊本市のみ)

B

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
在宅福祉 無料寝具乾燥事業	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①概ね65歳以上のひとり暮らし及びこれに準ずる世帯又重度身体障害者で衛生管理が困難な者</li> <li>②感染性疾患でない者</li> <li>③対象世帯の前年所得にかかる所得税が非課税</li> </ul> <p>○事業内容 掛布団・敷布団・毛布を、無料で丸洗い殺菌乾燥</p> <p>○実施時期 年1回</p>
高齢者ケア付 住宅生活援助員派遣事業	<p>○事業内容 高齢者ケア付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、生活援助員(LSA)を派遣して生活指導や相談、安否の確認あるいは、一時的な家事援助や緊急時の対応等のサービスを提供するもの。</p>
高齢者介護 用品支給事業	<p>○対象者 介護認定で4及び5と判定された者 市民税非課税世帯に属する者 在宅において紙オムツが必要な者</p> <p>○支給品目 ・尿取りパッド、各タイプの紙おむつ</p>
高齢者筋力 向上トレーニング事業	<p>○事業内容 転倒骨折及び加齢に伴う運動機能低下の防止、また、閉じこもり予防や要介護状態になるおそれのある要援護高齢者等に対し、筋力向上トレーニングを行う事業。</p> <p>○利用対象者 ・市内に在宅する概ね65歳以上の要援護高齢者 ・介護認定者で要支援及び要介護1又は2の高齢者で定員の1割程度 ・介護保険の通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの利用者は除く。</p> <p>○事業内容 (1) 医師、理学療法士、健康運動指導士、保健師等の指導の下、事前に健康チェックと体力測定を行い、個別プログラムメニューを作成する。 (2) 事業は役3ヶ月(24回実施)</p> <p>○利用料 ・1回1人につき・利用料300円</p>
在宅福祉 住宅改造居宅介護支援員派遣事業	<p>○事業内容 住宅を改造する場合、住宅改造居宅介護支援員(以下「支援員」という。)を派遣し、当該住宅の改造に関する相談や助言を行うことで、高齢者の快適な居住環境の整備を図る。</p> <p>○派遣対象者 (1) 介護保険法の要介護認定又は要支援に該当した者(2)及び(3)は、障害者の対象要件となる。</p> <p>○運営方法 下記の職種で構成されるチームにより運営する。 (1) 介護福祉士又はソーシャルワーカー (2) 理学療法士又は作業療法士及び保健師 (3) 建築士</p>
高齢福祉 生きがい推進事業	<p>○8箇所生きがい作業所と2箇所の老人福祉センターで、陶芸、園芸、手編、木彫の各講座を開催する。</p> <p>○市民から無償で借り上げた土地を、一人あたり10㎡程度貸与し、農作業を通じて健康維持を図っている。(市内6箇所)</p> <p>○対象者 市内在住の60歳以上の高齢者</p>
夏休み障害 児・家族支援事業	<p>平成15年から、夏季休暇中の障害児預かりを委託により実施。 ・障害児の生活リズム維持・保護者の就労支援・保護者の介護負担軽減</p> <p>実施場所 熊本養護学校 熊大附属養護学校 湖東幼稚園 1日あたり受入人員 75人</p>





# 協議第10号 商 工

項目番号	項 目 名	調整方針
協議10-1	ふるさと祭事業補助金	D
参 考	商店街振興事業	B
〃	工業活性化支援事業	B
〃	企業立地促進事業	B
〃	中小企業人材育成支援事業	B
〃	新産業分野支援事業	B
〃	新規創業支援事業	B
〃	雇用対策事業	B
〃	企業立地促進事業	B



# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：経済振興部会

協議10-1	ふるさと祭事業補助金
協議内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ふるさと祭の現状及び熊本市における同様の事業への支援状況について情報交換を行った。</li> <li>2 併せて商工会への支援状況についての情報交換を行った。</li> <li>3 ふるさと祭の実施主体は実行委員会（町及び商工会が共催）となっているが民間主体で開催できないか。</li> <li>4 ふるさと祭への支援の方法についてはどのように取り扱うか。</li> </ol>
調整方針  D	祭の趣旨等を鑑み、将来的には民間主体の祭として移行することを検討するが、当分の間継続する方向で考える。

### 協議用資料

#### 富合町が単独で実施している事務事業

##### 富合ふるさと祭事業補助金

###### 1. 趣旨

町民相互の融和と郷土愛を育み、本町の更なる発展に寄与するとともに、産業振興を図るため行われている。

###### 2. 交付先

富合ふるさと祭り実行委員会 事務局 富合町商工会

###### 3. 交付額 2,500,000円（平成17年度実績）

2,300,000円（平成18年度予算）

※参考 別途テント、椅子、机のリース代を町予算で執行

200,000円（平成17年度実績）

200,000円（平成18年度予算）

商工(熊本市のみ) **B**

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
<p>商店街振興事業</p>	<p>1. 商店街共同施設補助 カラー舗装、街路灯の設置等環境整備などに対して助成を行う。                  2. 商店街共同施設電気料補助 商店街が管理する街路灯やアーケード開閉にかかる電気料金を一部補助することにより商店街の環境整備・共同事業を促進し、商店街の活性化を図る。                  3. 商店街活性化特別支援事業 商店街が実施する集客や販売促進等を目的としたイベント事業や研修事業・ビジョン策定事業に対し事業費の一部を助成する。                  4. 商店街 空き店舗対策事業 商店街等が行う空き店舗を活用した事業に支援                  5. 商店街環境整備事業費補助 来街者の利便に寄与する設備等の設置事業に対して助成</p>
<p>工業活性化支援事業</p>	<p>技術力向上支援事業                  【内容】                  産学行政の連携により、研究成果の産業界への技術移転と交流を促進し、先端産業の育成と産業の高度化・集積化を図るため、技術研究機関の取り組みを支援する                  【支援機関】                  「熊本TLO」「熊本知能システム技術研究会(RIST)」「バイオテクノロジー研究推進会」「熊本県工業連合会」等</p> <p>製造業見本市出展支援事業                  【内容】                  製造業を主体とした中小企業者及びその団体等が実施する販路開拓への取り組みに対して、必要な経費の一部を助成する                  ①助成額 九州内への出展事業 企業30万円 団体等50万円                  ・九州外への出典事業 企業50万円 団体等80万円                  ②助成率 50%以内</p>
<p>企業立地促進事業</p>	<p>企業立地促進事業                  【事業目的】                  環境・情報通信等の新規成長分野をはじめ、雇用吸収力が高く波及効果が大きい製造業を軸に本市への立地を促進することにより、雇用の場の拡大・市民所得の向上など経済の活性化を図る。また、本市出身者等、本市に関わりのある経済界との交流を推進し、企業誘致をはじめ、都市づくりを促進することにより併せて、本市経済の活性化を図る。                  【事業内容】                  ○企業立地促進条例に基づく立地促進                  ○企業誘致・経済交流活動(経済交流会、企業訪問等)                  ○熊本県企業誘致連絡協議会への参加による情報収集</p>
<p>中小企業人材育成支援事業</p>	<p>中小企業研修                  【内容】                  中小企業を対象に各階層別や分野別能力開発研修及び講演会などを体系的に実施</p> <p>中小企業研修派遣助成制度                  【内容】                  中小企業の研修受講機会の拡大と経費軽減を図るため、公的研修機関への研修受講に要する費用の一部を助成                  ①助成額 旅費、滞在費の2分の1相当額</p>

商工(熊本市のみ) **B**

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
<p>新産業分野 支援事業</p>	<p>○起業化支援及び新製品・新技術研究開発助成事業 【内容】 成長産業分野（情報・通信、健康・福祉、環境、バイオ、新製造技術）での起業予定者や中小製造業者及びその団体等が行う新製品・新技術の研究開発にかかる経費の一部を助成する ① 助成額 ・起業予定者及び創業5年未満の中小企業 50万円（上限） ・中小製造業者（創業5年未満を含む）及び製造業主体とした団体等 300万円（上限） ②助成率 3分の2以内 ○産学連携支援事業 【内容】 大学の研究機関（研究シーズ）と市内企業（事業化ニーズ）が共同研究等により、具体的な事業化へとつなげていく産学連携の取り組みを支援する ○その他 民間の意見を取り入れた「地域活性化プログラム」を策定しそれぞれの施策を展開している。</p>
<p>新規創業支援事業</p>	<p>新規創業支援事業 【事業目的】 起業家を育成するセミナーの開催や、創業間もない創造的な事業活動を行うベンチャー企業等に対する支援を行うことにより起業・新規創業の増加を図る。 【事業内容】 ○チャレンジオフィス支援事業 創造的な事業活動を行う事業者が事務所スペース等として民間のビル等を賃借する場合に、一定の条件の下、家賃補助を行う。（H17年度で終了） ○起業家育成塾の開催 学生や創業を目指している市民を対象に、起業に必要なノウハウについてのセミナーを開催する。 ○大学連携型起業家育成事業 中小機構が予定している、熊本大学医学部・薬学部を中心としたライフサイエンス（生命工学）分野の研究成果の事業化のための施設の整備を推進するとともに、入居企業の円滑な成長を支援する。</p>
<p>雇用対策事業</p>	<p>①雇用の安定と拡大事業 【事業内容】 既卒若年者及び、大学・短大・専修学校・高校の新卒者の雇用の維持・拡大を図るため、企業ガイダンスを開催し雇用のミスマッチを解消する。また、中高年齢者及び一般の求職者のための就業支援策として、就業支援セミナーを開催する。 ②労働力の確保事業 【事業内容】 企業並びに職業安定機関と密接な連絡を保ち、高等学校新規卒業者の雇用の安定及び雇用機会の確保を図る。 ③障害者・母子家庭の母の雇用対策事業 【事業内容】 市内在住の障害者と母子家庭の母を雇用した事業主に対し、奨励金を支給することにより、対象者の就業促進を図る。</p>
<p>職業技能向上支援事業</p>	<p>①技能技術向上事業 【事業内容】 若年技能者の確保・教育、技能者の技能・技術の向上を図る。中小企業で働く人達のための各種職業能力開発訓練や能力再開訓練等を実施する。熊本市職業訓練協会、熊本市職業訓練センター等で実施し、助成している。 ②IT技術者養成事業 【事業内容】 IT技術者を養成するため、情報通信技術の技能習得を目的とした研修を行う。熊本市職業訓練センターに委託して実施している。 ③職業訓練受講料助成 【事業内容】 熊本市職業訓練センターの各種職業訓練等の講座の受講について、国・県補助の対象でない受講者に対して受講料の補助を行う。</p>

# 協議第 1 1 号 農林水産

項目番号	項目名	調整方針
協議 1 1 - 1	土地改良事業補助金	D
協議 1 1 - 2	農業委員会あっせん基準	A
協議 1 1 - 3	農業委員会諸証明手数料	E
協議 1 1 - 4	営農連絡協議会	D
協議 1 1 - 5	水田農業関係 ①水田農業推進協議会負担金 ②水田農業推進費 (水田農業経営確立対策地区協議会補助金)	D
協議 1 1 - 6	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	E
協議 1 1 - 7	農業関係補助金 ①農産物新品種導入補助金 ②酪農ヘルパー補助金	D
参 考	農業・農村男女共同参画経費	B
〃	農業経営体育成支援事業	B
〃	農業地域交流促進事業	B
〃	農業金融支援事業	B
〃	農用地有効利用促進助成経費	B
〃	農業生産体制強化対策事業	B

項目番号	項目名	調整方針
参 考	農業生産体制強化施設整備事業	B
〃	農業流通対策事業	B
〃	農業流通施設整備事業	B
〃	畜産振興事業	B
〃	畜産施設整備事業	B
〃	農業地域活性化支援事業	B
〃	地産地消の推進事業	B
〃	市民と農業のふれあい促進事業	B





# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：経済振興部会

協議 1 1 - 1	土地改良事業補助金
協議内容	土地改良事業の事業負担に対して市より補助金の助成をおこなっているが、市と町でその負担割合が異なっている。また、富合町では土地改良区の運営費の補助も行っているが、熊本市においては負担を行っていない。 今後、どのように取り扱うのか。
調整方針 D	土地改良事業に関する補助金については、市の制度に統一する方向で検討する。 ただし、運営費補助については、今後も協議していく必要がある。

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<b>【相違点】</b> 事業毎の補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般土地改良事業補助金 市単独補助 各地区（農道4割・6割、水路2割・3割・6割、樋門4割・6割補助） 平成17年度決算 20,342,000円 平成18年度予算 16,761,000円</li> <li>県営土地改良事業補助金 事業費のうち地元負担分の6割を補助 平成17年度決算 22,032,000円 平成18年度予算 42,719,000円</li> <li>運営費補助 該当なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業振興共同事業補助金 町単独補助 各地区（道路4割、水路4割、樋門5割・8割補助） 平成17年度決算 1,961,000円 平成18年度予算 2,000,000円</li> <li>○H17年度実績内訳 各地区 1,000,000円 宇土八水土地改良区 600,000円 緑川南部土地改良区 361,000円</li> <li>○H18年度予算内訳 各地区 1,000,000円 宇土八水土地改良区 500,000円 緑川南部土地改良区 500,000円</li> <li>県営土地改良事業補助金 現在事業を行っていないため 該当なし</li> <li>運営費補助 平成17年度決算 6,925,000円 平成18年度予算 6,233,000円 緑川南部土地改良区 (揚水ポンプ 55台の管理人人件費及び電気代等)</li> </ul>

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：経済振興部会

協議 1 1 - 2	農業委員会あっせん基準
協議内容	<p>あっせん基準面積及び目標面積の格差が生じているがどう取り扱うのか。                  *あっせん基準は5年ごとに見直しを行うよう定めている</p>
調整方針  A	<p>熊本市の制度を取り入れたほうが基準面積の数値が下がることから富合町には有利となるため、熊本市の制度に統一する方向で検討する。</p>

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<p><b>【相違点】</b>                      目標面積、基準面積の差が大きい。</p> <p><b>【課題】</b>                      営農類型等も含め、検討が必要。</p>	<p>・農地移動適正化あっせん基準</p> <p style="text-align: center;">目標面積    基準面積</p> <p>・水稻+麦+大豆                      1,000 a    117 a</p> <p>・水稻+施設園芸(花卉)                      430 a    117 a</p> <p>・酪農 経産牛 80頭    117 a                      育成牛 35頭                      飼料畑 600 a</p> <p>・新規就農者 —    50 a                      (農業後継者を除く)</p>	<p>・農地移動適正化あっせん基準                      (平成14年度改正)</p> <p style="text-align: center;">目標面積    基準面積</p> <p>・水稻+麦+大豆                      1,000 a    180 a</p> <p>・水稻+施設園芸                      150 a    140 a</p> <p>・酪農 専業 56頭    45頭</p> <p>・新規就農者 —    50 a                      (農業後継者を除く)</p>

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：経済振興部会

協議 1 1 - 3	農業委員会諸証明手数料
協議内容	証明発行手数料に、有料と無料の違いがあるが、どう取り扱うのか
調整方針  E	<p>手数料徴収については、農地法の許認可事務の一環であると認められるものは徴収することは出来ないが、それ以外は徴収できていることになっている。</p> <p>他の中核市においては、まだ半数以上が条例で定め徴収している。富合町農業委員会で発行する諸証明は無料であるが熊本市の制度に統一する方向で検討する。</p>

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<p><b>【相違点】</b> 証明発行の手数料に、有料と無料の違いがある。</p>	<p>農地に関する証明 1件につき300円（ただし、農地法、都市計画法、農業経営基盤強化促進法等における許認可等の事務の一環として地方公共団体に提出する農地基本台帳記載事項証明書は無料）</p>	<p>農地に関する証明 無料 〔ただし、軽油取引税免税に関する耕作証明については税務課で発行（1件300円）〕 参考：無料分：年50件程度 有料分：年10件程度</p>

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：経済振興部会

協議 1 1 - 4	営農連絡協議会
協議内容	富合町の場合、農業の経済活動でつながりのある「JA熊本うき」と、今までの経緯等もあり、行政区域を越えた城南・富合営農連絡協議会を設けている。 行政区域を越えた構成メンバーの営農連絡協議会を今後どう取り扱うのか。
調整方針  D	今後も、農業分野でつながりの深い「JA熊本うき」との関係が継続するため、城南・富合営農連絡協議会は現状のまま残す方向で検討する。

### 協議用資料

相違点と課題	比 較	
	熊本市	富合町
<b>【相違点】</b> 構成メンバー  <b>【課題】</b> 行政区域を越えた構成メンバーについては検討が必要。	熊本市農畜産物生産出荷協議会 1. 目的:熊本市における農畜産物に関する諸事業を各部会ごとに展開し、生産出荷組織の育成強化及び生産から出荷、流通の安定強化を図る。 2. 構成:生産者の代表、熊本市農協、熊本市 3. 事業費:22,000千円(H18° 予算) 内訳:熊本市 11,000千円 熊本市農協 11,000千円	城南・富合営農連絡協議会 1. 目的:富合・城南町地域の農業関係機関の職員が研修や会議等を行うことで、指導体制の強化や連絡調整を図ることにより農業の発展に寄与する。 2. 構成(15名程度):JA下北営農センター職員、富合町産業振興課職員、城南町農政課職員(宇城普及センター職員、宇城農業共済職員) 3. 予算 なし

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：経済振興部会

協議 11-5	水田農業関係 ①水田農業推進協議会負担金 ②水田農業推進費（水田農業経営確立対策地区協議会補助金）
協議内容	①生産調整の実効性を確保するため、富合町では、城南・富合地域水田農業推進協議会に対し負担金を交付している。負担金の交付について、今後どのように取り扱うのか。  ②転作を推進した地区に対し、推進費（助成）を富合町では行っているが、熊本市では行っていない。推進費（助成）について、今後どう取り扱うのか。
調整方針  D	①城南町及びJA熊本うきとの歴史的背景もあり関係機関との調整が必要なため、当分の間継続する方向で検討する。  ②合併後、経過措置を設け当面富合町町域に限り現行制度を維持する方向で検討する。

### 協議用資料

富合町が単独で実施している事務事業	
①城南・富合地域水田農業推進協議会負担金	<p>1. 目的 城南・富合・宇城農協が協力し、米の需給及び価格の安定を図り、米生産農家の望ましい営農の実現と生産調整の実効性を確保する事を目的とする。</p> <p>2. 交付額（町単独予算） 平成15年度 88万円（富合町88万円 城南町112万円 JA200万円） 平成16年度 83.6万円（富合町83.6万円 城南町106.4万円 JA190.0万円） 平成17年度 79.2万円（富合町79.2万円 城南町100.8万円 JA180.0万円） 平成18年度 74.8万円（富合町74.8万円 城南町95.2万円 JA170.0万円）（予定）</p> <p>3. 内訳（平成15年度分） 報酬13万円 賃金（臨時2名）240万円 会議費80万円 旅費50万円 需要費17万円</p> <p>4. 雇用体系 JA下北営農センター常駐</p>
②水田農業推進費（水田農業経営確立対策地区協議会補助金）	<p>1. 目的 転作を推進した地区に対して、推進費の事務的費用を交付する。</p> <p>2. 交付額（町単独予算） 平成16年度交付額 1,510,000円 平成17年度交付額 1,161,000円 平成18年度交付額 961,000円（予定）</p> <p>3. 補助率 平等割＋面積割</p>

水田農業補助金の比較

参考資料

項目	熊本市	富合町
水田農業関係		
水田農業推進費補助金	<p>熊本地域水田農業推進協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的 国および県の総合農政の方向に対処し、本市農政の検討および調整を行い、農業の発展と農業者所得の向上を図る。</li> <li>2. 会長 JJA熊本市 代表理事組合長 横田 健</li> <li>3. 委員 43人 監事 2人</li> <li>4. 構成 各大農区長(34農区)、農業委員代表、農業共済代表、土地改良区代表、担い手代表、消費若代表、生糞系代表、JJA、熊本市</li> </ol>	<p>水田農業推進費補助金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的 転作を推進した地区に対して、推進費の事務的費用を交付する。</li> <li>2. 補助率 平等割十面積割</li> <li>3. 交付額(町単独予算) 平成17年度交付額 1,161千円 平成18年度交付額 961千円(予定)</li> </ol>
水田農業推進協議会	<p>熊本地域水田農業推進協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的 国および県の総合農政の方向に対処し、本市農政の検討および調整を行い、農業の発展と農業者所得の向上を図る。</li> <li>2. 会長 JJA熊本市 代表理事組合長 横田 健</li> <li>3. 委員 43人 監事 2人</li> <li>4. 構成 各大農区長(34農区)、農業委員代表、農業共済代表、土地改良区代表、担い手代表、消費若代表、生糞系代表、JJA、熊本市</li> </ol>	<p>城南・富合地域水田農業推進協議会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的 国および県の総合農政の方向に対処し、本町農政の検討および調整を行い、農業の発展と農業者所得の向上を図る。</li> <li>2. 会長 JJA熊本市 下北地区筆頭理事 安永 信哉</li> <li>3. 委員 20名 内議会 2名(各町より1名)</li> <li>4. 構成 各町長・各町議会経済建設常任委員長、各町農業委員代表、JJA各支所転作推進員代表、各町嘱託員代表、ライスセンター運営協議会代表、下北各町会代表、食糧事務所地域課長、農業共済組合代表</li> </ol>
水田農業対策推進事業	<p>水田農業対策推進事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的 収益性の高い水田農業経営の確立のために、需要に応じた米の計画的生産と麦・大豆・飼料作物等の本格的な生産を推進する。</li> <li>2. 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田農業経営の確立</li> <li>・生産目標面積達成に向けた推進</li> <li>・転作推進に係る農区活動の助成</li> </ul> </li> <li>3. 内訳 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般作物(麦・大豆・飼料作物等)の団地化の推進(国より交付)</li> </ul> </li> </ol> <p>平成17年度決算額 5,427千円 (財源：国4,537千円 県445千円 市費445千円)</p>	<p>城南・富合地域水田農業推進協議会負担金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的 収益性の高い水田農業経営の確立のために、需要に応じた米の計画的生産と麦・大豆・飼料作物等の本格的な生産を推進する。</li> <li>2. 交付額(町単独予算) 平成17年度 792千円(富合町792千円 城南町1,008千円 JJA1,800千円) 平成18年度 748千円(富合町748千円 城南町 952千円 JJA1,700千円)(予定)</li> </ol>
農業生産体制強化施設整備事業	<p>生産体制強化施設整備事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的 収益性の高い経営形態を確立し農業経営の安定化を図るため、集出荷施設等の生産基盤についての支援を行う。</li> <li>2. 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産基盤施設整備の整備に対する助成(国庫補助事業、熊本県補助事業、要領及び熊本市農林水産振興補助金事務取扱綱に基づく支援)</li> </ul> </li> <li>3. 内訳 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域水田農業ビジョン支援対策経費 平成17年度決算額 3,215千円 (大豆コンバイン導入補助金 財源：県2,897千円 市費318千円)</li> </ul> </li> </ol>	<p>水田農業対策推進事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的 収益性の高い水田農業経営の確立のために、需要に応じた米の計画的生産と麦・大豆・飼料作物等の本格的な生産を推進する。</li> <li>2. 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田農業経営の確立</li> <li>・生産目標面積達成に向けた推進</li> <li>・転作推進に係る農区活動の助成</li> </ul> </li> <li>3. 内訳 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般作物(麦・大豆・飼料作物等)の団地化の推進(国より交付)</li> </ul> </li> </ol> <p>平成17年度決算額 1,104千円(財源：国803千円 町費301千円)</p>
水田農業推進対策事業	<p>水田農業推進対策事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的 米が供給過剰となりがちである一方、米を作付しない水田の有効活用として推進してきた作物については、生産の定着、拡大が十分に図られていない。このため、本対策では食料の安定供給の確保・農業の持続的発展を柱とし、そのための自給率の向上という下記の対策を講じる。①需要に応じた米の計画的生産②水田における農作物の本格的生産</li> <li>2. 助成補助金水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)</li> <li>3. 推進体制 熊本地域水田農業推進協議会を核として、農家へ水稲作付可能面積に一定の割合を乗じた米の生産目標数量・作付面積の配分を行う。なお、事務局はJJA熊本市に置く。</li> <li>4. 平成16年度実績 水稲作付確定面積 1,865.0ha 水稲作付実績面積 1,557.7ha 水稲作付超過率 83.5%</li> </ol>	<p>水田農業推進対策事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 目的 米が供給過剰となりがちである一方、米を作付しない水田の有効活用として推進してきた作物については、生産の定着、拡大が十分に図られていない。このため、本対策では食料の安定供給の確保・農業の持続的発展を柱とし、そのための自給率の向上という下記の対策を講じる。①需要に応じた米の計画的生産②水田における農作物の本格的生産</li> <li>2. 助成補助金水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)</li> <li>3. 推進体制 城南・富合地域水田農業推進協議会を核として、20農家集落に一律配分を行う。集落の代表者は、その責任者として、集落内の調整を行うとともに生産目標達成に向け、強力にJJAと推進を図る。</li> <li>4. 平成16年度実績 水稲作付目標面積 521.6ha 実績面積 508.7ha 達成率 102.5%</li> </ol>

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：経済振興部会

協議 11-6	農業生活研究グループ連絡協議会補助金
協議内容	<p>熊本市の場合、県農政事務所が熊本市営農生活研究グループへの助成を行っているが、地域単位での補助は行っていない。宇城地域振興局の助成はないのか、また、地域単位での補助を今後どう扱うのか。</p>
調整方針  E	<p>宇城地域振興局では宇城地域営農生活研究グループへの助成を行っているが、富合町でも富合町生活研究グループ連絡協議会へ補助金を支出している。 富合町生活研究グループ連絡協議会は、会員8名で、会費・富合町補助金で運営している。 合併後は、熊本市のグループに加わり活動し、熊本市同様、地域単位への補助を無くす方向で検討する。</p>

### 協議用資料

富合町が単独で実施している事務事業	
富合町生活研究グループ連絡協議会補助金	
地域農業の振興と農業女性の地位向上を目的として活動	
平成17年度実績	40,850円
平成18年度予算	30,000円

# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：経済振興部会

協議 11-7	農業関係補助金 ①農産物新品種導入補助金 ②酪農ヘルパー補助金
協議内容	<p>①新品種の農産物を定着させるため、助成を富合町では行っているが、熊本市では行っていない。助成について、今後どう取り扱うのか。</p> <p>②酪農家ヘルパー利用者の負担軽減を図るため、助成を富合町では行っているが、熊本市では行っていない。助成について、今後どう取り扱うのか。</p>
調整方針  D	合併後、経過措置を設け富合町町域に限り現行制度を維持する方向で検討する。

### 協議用資料

#### 富合町が単独で実施している事務事業

①新品種の農産物を町に定着させるため、試験的に導入を図る農家等に対し、補助金を支出する。

			(交付額)	(交付先)
実績	・平成14年度	フルーツたまねぎ	20万円	熊本宇城農協
〃	・平成16年度	小麦（ニシノカオリ）	80万円	熊本宇城農協（下北普通作部会）
〃	・平成17年度		実績なし	
予算	・平成18年度		予算計上なし	

※要望に応じて補助

②酪農家の年中無休による労働の改善及び後継者対策として、ヘルパー事業の普及定着及び円滑化、ヘルパー利用者の負担軽減を図る

補助額		ヘルパー1日1人あたり5,000円 (※予算の範囲内で補助)			
		(交付額)	(利用実績)	(利用農家数)	(交付先)
実績	・平成16年度	135,000円	37人	3件	富合町酪農部会
〃	・平成17年度	50,000円	63人	2件	〃
予算	・平成18年度	50,000円			



農林水産(熊本市のみ) **B**

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
<p>農業・農村男女共同参画経費</p>	<p>農業・農村男女共同参画経費 1. 目的 農業就業人口の過半数を占める女性農業者は、本市農業振興を図る上で重要な担い手である。今後、女性が地域農業に意欲を持って取り組んでいくためには、女性農業者の位置づけを明確にし、農業経営に積極的に参画できる環境を整備していく必要がある。そのため、女性が農業経営への参画促進に関する施策を推進し、経営管理能力の向上を図るもの。平成15年度から国庫補助事業で実施している。 2. 事業内容 ①家族経営協定締結推進啓発(195)133経営体 ②農業女性セミナーの開催(300)企業的経営感覚の醸成及び企業化 ③検討会議の開催(27)県・市・JA構成女性の地域活動への参画推進 ④全国検討会派遣研修(78)</p>
<p>農業経営体育成支援事業</p>	<p>【事業の目的】 経営規模の拡大や合理的な生産基盤の確保を支援し、計画的な農業経営と地域の経営構造の改善を推進する。 【事業の内容】 ・農業経営の基盤強化 認定農業者制度を活用し、地域農業の中心となる優れた農業経営体の確保・育成を図る。 ①認定農業者制度の推進(1,721)認定農業者の確保、経営改善計画の作成指導 ②経営改善計画研修会の開催(193)経営改善の研修 ③経営診断の実施(205)経営改善計画達成のためのフォローアップ ・熊本市経営生産対策推進会議の開催 平成12年度に、経営生産対策推進会議を設置し、農業生産と経営を計画的かつ総合的に進めるため、今後5年間の目標と行動計画等を定めた「地域農業マスタープラン」の策定を行い、毎年進行管理を行っている。</p>
<p>農業地域交流促進事業</p>	<p>【事業の目的】 農業人口が減少する中、本市の農業従事者の研修及び交流活動を推進し、農業振興地域の活性化を図る。 【事業の内容】 ○北部農業構造改善施設の管理 北部構造改善センター及び北部農村運動広場の利用推進と維持管理を行う。 ○河内農村運動広場の管理 河内農村運動広場の利用促進と維持管理を行う。 ○天明農業研修施設の管理 天明農事研修センター及び天明多目的農事研修所の管理運営を行う。</p>
<p>農業金融支援事業</p>	<p>農業金融支援事業 1. 目的 経営の近代化を促進するために必要な資金を貸付けることにより、生産性及び所得の向上を図る。 2. 事業内容 ①貸付対象者 : 農協及び銀行②貸付金の利息 : 年1.3%</p>
<p>農用地有効利用促進助成経費</p>	<p>農用地有効利用促進助成経費 1. 目的 農用地の有効利用による流動化の推進と、規模拡大等による効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者育成のため、「農用地利用集積計画」により、新規に5年以上の利用権設定を受けた農業者(借り手側)に対し、10アールあたり1万円の補助金を交付する。(平成11年度から実施) 2. 事業内容 ①助成金額(3,000)10a当たり1万円(10円/m<sup>2</sup>)千円未満切捨て ②助成対象地 : 市域の農業振興地域内農地</p>

農林水産(熊本市のみ) **B**

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
<p><b>農業 生産体制強化対策事業</b></p>	<p>生産体制強化対策事業</p> <p>1. 目的 農産物の高品質化や低コストなど生産体制の強化を図り、収益性の高い営農形態を確立し、農業経営の安定化を図る。</p> <p>2. 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みかん実験農場、土壌病虫検査室の運営</li> <li>・各種団体への助成：生産体制強化のための組織活動に対する支援</li> <li>・農業生産総合対策の推進：農産物の品質向上、生産体制の確立のための支援（国庫補助事業、熊本県補助事業の要綱・要領及び熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱に基づく支援）</li> </ul> <p>3. 内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理経費(11,361千円)</li> <li>・各種団体助成経費(11,959千円)</li> <li>・輸入急増戦略的対応特別対策経費(100千円)</li> <li>・トマト黄化葉巻対策経費(4,100千円)</li> <li>・グローバル化対応果樹産地整備経費(550千円)</li> <li>・農作物鳥獣被害対策経費(378千円)</li> <li>他 2本(計 30,203千円)</li> </ul>
<p><b>農業 生産体制強化施設整備事業</b></p>	<p>生産体制強化施設整備事業</p> <p>1 目的 収益性の高い経営形態を確立し農業経営の安定化を図るため、集出荷施設等の生産基盤についての支援を行う。</p> <p>2 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産基盤施設の整備に対する助成（国庫補助事業、熊本県補助事業の要綱・要領及び熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱に基づく支援）</li> </ul> <p>3 内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園芸産地活力強化対策経費(15,848千円)</li> <li>・輸入急増戦略的対応特別対策経費(354,816千円)</li> <li>・競争力強化生産総合対策経費(225,278千円)</li> <li>・経営構造対策推進経費(51,527千円)</li> <li>・地域水田農業ビジョン支援対策経費(3,501千円)</li> </ul>
<p><b>農業 流通対策事業</b></p>	<p>流通対策事業</p> <p>1. 目的 流通の効率化を支援し、農家経営の安定、向上を図る。</p> <p>2. 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜価格安定対策の推進（熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱に基づく支援）</li> </ul> <p>3. 内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜価格安定対策経費(3月補正対応予定)</li> </ul>
<p><b>農業 流通施設整備事業</b></p>	<p>流通施設整備事業</p> <p>1. 目的 農家経営の安定・向上のため、流通施設の整備に対して支援を行う。</p> <p>2. 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集出荷管理施設機械等の導入助成（国庫補助事業、熊本県補助事業の要綱・要領及び熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱に基づく支援）</li> </ul> <p>3. 内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域集出荷貯蔵施設建設経費(6月補正対応 1,018,500千円)</li> </ul>
<p><b>畜産振興事業</b></p>	<p>畜産振興事業</p> <p>1. 目的 組織などに対して活動支援を行い、組織の育成強化を推進し、畜産経営の安定を図る。</p> <p>2. 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織活動に対する支援</li> <li>・高品質生産能力を有する家畜の生産及び防疫に対する支援（熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱に基づく支援）</li> </ul> <p>3. 内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産総合対策経費(3,998千円)</li> <li>・団体助成(畜産)経費(387千円)</li> </ul>

農林水産(熊本市のみ) **B**

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
畜産施設整備事業	<p>畜産施設整備事業</p> <p>1. 目的 低コストかつ安定的な畜産物供給体制を確立するために、生産の基盤となる施設等の整備に対して支援を行い、効率的に作業が行える環境を整える。</p> <p>2. 事業内容 ・畜産生産基盤施設機械等の整備に対する助成（国庫補助事業、熊本県補助事業の要綱・要領及び熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱に基づく支援）</p> <p>3. 内訳 ・H17年度予算 なし</p>
農業地域活性化支援事業	<p>【事業の目的】 本市の農業地域における土地の農業的土地利用と他の利用との調整を図り、農業振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地域農業者自らの発案と創意工夫による地域の特色を生かしたまちづくりを支援することにより地域農業の活性化を推進する。</p> <p>【事業の内容】 ・農をテーマとしたまちづくり（農とぴあ）推進事業 地域の農業者や農業団体等が運営主体となり、消費者や市民と連携し、集落や農区など一定のゾーンで、安全な農産物の提供や生産者と消費者との交流事業に取り組む「地産地消の拠点」を「農とぴあ」として指定し、その活動を支援することにより、地域農業の活性化と都市住民の豊かな農的暮らしの実現を図る。 ・農業振興地域整備計画の策定及び管理 農業・農村を取り巻く社会経済情勢の変化に対応した農業振興地域整備計画を策定し、優良農地の確保及び計画達成に向け農業施策の推進を図る。</p>
地産地消の推進事業	<p>【事業の目的】 輸入農産物の増加に伴い、農産物の価格は降下傾向にあり、地場農産物の消費拡大を目的とした地産地消のイベントの実施や生産地視察調査及び市内流通調査等を行う。また、学校給食への積極導入や直売所ネットワーク化の支援などを通じ、地場農産物の地元での消費拡大を図るとともに市民の食と農に関する理解と関心の醸成に努める</p> <p>【事業の内容】 ・先進地視察及び地産地消キャンペーンの展開・地域農産物の学校給食への活用・農産物直売所支援 農産物直売所のネットワーク化を推進し、安全・安心な農産物や加工品を提供できるようなシステムの整備・拡充を図るための支援を行う。マーケティング 研修、技術研修、ネットワーク参加直売所による直売所祭りの開催・「食と農を考えるシンポジウム」及び「くまもと食農塾」の開催</p>
市民と農業のふれあい促進事業	<p>【事業の目的】 我が国の食料自給率は先進国中最低の状況にあることから、農業とのふれあいを通じ市民の食と農に対する理解と関心を深めるための諸事業を展開し、本市農業の振興と我が国の食料自給率向上に寄与する。</p> <p>【事業の内容】 ・植木市開催支援 くまもと春の植木市 期間：毎年2月1日～3月10日、場所：熊本駅白川左岸河川敷・市民農園の整備拡充 昭和58年に市民農園が開設されて以来、16年度末で16農園（1,027区画・24,695㎡）が開園している。今後は閉園への対応と管理体制の充実を図る。 ・農業体験学習事業の実施 地域農業の情報発信として、生産現場での見学及び作業、旬の産物を使った料理教室、食文化や地域環境などの講和等を取り入れた農業体験の機会を提供する。 ・農産物フェアの開催</p>



## 参考 環境、観光振興

### 環 境

項目番号	項 目 名	調整方針
参 考	水資源の保全	B
〃	環境保全に関すること	B
〃	樹木の植栽に関する助成制度	B

### 観光振興

項目番号	項 目 名	調整方針
参 考	観光イベント関連	B
〃	工芸振興	B
〃	物産振興事業	B

環境(熊本市のみ) **B**

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
水資源の保全	<p>1 水量の保全            (1) かん養域保全事業            (2) 人工かん養促進事業            (3) 水資源有効活用促進事業            (4) 水量監視事業            (5) 広域水保全対策事業</p> <p>2 水質の保全            (1) 水質監視事業</p> <p>3 広域的保全体制の整備            (1) 広域水保全対策事業</p>
環境保全に関すること	<p>1 環境フェア  <b>【内容】</b>            実施時期：平成17年10月(土・日の2日間)            会場：熊本市動植物園植物ゾーン            共催：エコパートナーくまもと            目的：市民、事業者など一人ひとりが日常生活において自発的に環境負荷の少ない行動に取り組んでいくよう啓発する            来場者：12,000人(見込)</p> <p>2 太陽熱温水器設置費補助  <b>【内容】</b>            目的：環境負荷の小さい太陽熱温水器の設置を促進する            補助額：上限5万円            補助予定件数：100件            予算額：5,000千円</p>
樹木の植栽に関する助成制度	<p>新世紀漱石の森づくり事業(樹木の植栽に関する助成制度)</p> <p>1 事業内容            「緑豊かな森の都」を復活するため、市民、事業者、行政が一体となり民有地の緑化を推進するもの。</p> <p>①家庭の森づくり 3m以上の樹木を植栽する者に50%補助(限度額あり)            ②事業所の森づくり 事業所のオープンスペース等に樹木や生垣を植栽する者に50%補助(同)            ③緑の街並みづくり 道路沿いに生垣を植栽する者に50%補助(同)            ④記念樹配布 誕生・結婚・新築・銀婚式の記念として苗木を配布</p> <p>2 平成16年度事業実績            ①補助執行総額 10,017千円</p>

観光振興(熊本市のみ) **B**

項目	熊本市が単独で実施している事務事業
観光イベント 関連	<p>観光イベント関連事業 (41,300千円)</p> <p>【内容】 火の国まつり、川尻精霊流しへの補助及びお城まつりのPR活動を行う。 ○祭り・伝統芸能の継承経費 火の国まつり及び川尻精霊流し実行委員会への補助。 ○お城まつり応援隊経費 ボランティアによる「お城まつり応援隊」を組織し、県内外へ熊本城及びお城まつりをPRする。</p>
工芸振興	<p>工芸振興事業 (53,261千円)</p> <p>【内容】 本市の伝統工芸の振興を振興するとともに平成17年度は伝統的工芸品月間全国大会を熊本市他で開催し熊本ブランドを発信する。 ○匠の技育成事業 伝統的工芸品の若手後継者の育成とその自立を支援する。(木彫、肥後象がん、川尻刃物) ○伝統的工芸品普及経費 国の伝統的工芸品に指定された「肥後象がん」の普及を図るため、団体及び事業を支援する。 ○第22回伝統的工芸品月間全国大会開催経費 平成17年11月2日～6日 ○くまもと工芸会館管理運営業務委託経費 指定管理者制度導入により経費削減と民間のノウハウによる工芸振興を図る。</p>
物産振興事業	<p>物産振興事業 (7,400千円)</p> <p>【内容】 観光客に対する熊本の特産品のPRや国内主要都市での観光をからめた物産展を開催することにより、本市の物産品の宣伝及び販路拡大を図る。 ○物産振興経費 大阪市及び福岡市での物産員の開催 ○地場産品発掘PR経費 土産品コンクールを開催し、受賞作品をPRすることにより、生産者の技術向上と研究意欲の高揚を促し、熊本ブランドの確立を図る。</p>





# 住民自治、合併特例区 に関する検討



## 協議第 1 2 号 地域自治

項目番号	項目名	調整方針
協議 1 2 - 1	地域自治組織等	F



# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：総務部会

協議 1 2 - 1	地域自治組織等
協議内容	<p>熊本市と富合町が合併した場合、合併後の富合町の地域自治組織等（地域住民の声を施策に反映させるための仕組み）をどのようにしていくのかの協議を行った。</p> <p>なお、地域自治組織等の形態としては、一般法である地方自治法に基づく「地域自治区」並びに特別法である市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）に基づく「地域審議会」、「地域自治区」及び「合併特例区」の4つが制度として並存している。</p>
調整方針  F	<p>地域自治組織等の中で、合併特例区は、唯一地方自治法上の特別地方公共団体として法人格を有し、独自の予算編成権等においてある程度の独立性があり、他の形態と比較した場合、最も自治権が強いと言える。</p> <p>合併後の自治体の在り方は、それぞれの地域の特性や独自性を活かし、段階的に一体化を図りながら、特性が融合した魅力ある自治体を形成していくことが望ましいと言える。</p> <p>このようなことから、合併後一定の期間、富合町が独自の施策等については、自己責任のもと自己決定が可能となるような合併特例区を導入する方向で検討し、最終的には法定協議会の中で具体的な審議、決定を行うものとする。</p>

【4形態の地域自治組織制度の比較】

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
根拠法	合併特例法	地方自治法	合併特例法	合併特例法
法人格	なし（長の付属機関）	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
審議会及び区（以下「区等」という）の権能	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じ審議し又は必要と認める事項につき長に意見を述べる。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	<u>合併後一定期間、旧市町村単位で処理することが事務の効果的な処理に資するもの及び地域の住民生活の利便性向上等のため合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定めるものを処理する。</u>
区等の設置方法	合併関係市町村の <u>協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。</u>	<u>条例により設置。</u>	合併関係市町村の <u>協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。</u>	合併関係市町村の <u>協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。</u> <u>また、協議により規約を定め、知事の認可を受ける必要がある。</u>
区等の設置期間	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	制限無し	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	<u>合併後の一定期間（上限5年）</u> <u>／協議による規約による</u>
区等の事務所	—	事務所は必置	事務所は必置	事務所は必置
事務所長／区長	—	事務所長は市町村職員（事務吏員）	・事務所長は市町村職員（事務吏員） <u>・事務所長に代えて区長（特別職）を置くこと可。</u> ※市町村長が選任 <u>※任期は2年以内（協議による）</u>	<u>・区長（特別職）を置く。</u> ・区長は助役や支所長との兼務は可。 ※市町村長が選任 <u>※任期は2年以内（協議による規約で定める）</u>
事務所の職員	—	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員のうちから <u>市町村長の同意を得て区長が命じる。</u> 合併特例区職員は <u>市町村職員と併任。</u>
事務所の事務	—	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	<u>規約で定められた合併特例区の手務を処理。</u>

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
審議機関	地域審議会 (期間を定めて設置)	地域協議会 (期限無し)	地域協議会 (期間を定めて設置)	合併特例区協議会 (合併特例区の期間に連 動して設置)
審議機関の役 割や権限	合併市町村が処理す る当該区域に係る事 務に関し、 ①合併市町村の長の 諮問に応じ審議 し、又は ②必要と認める事項 につき長に意見を 述べる。	①地域協議会は、市町村 長等からの諮問事項 又は必要な事項を審 議し、長に意見を述 べる。 ②市町村長は、 <u>条例で定 める</u> 地域自治区の区 域に係る重要事項に ついて地域協議会の 意見を聴かなければ ならない。	①地域協議会は、市町村 長等からの諮問事項 又は必要な事項を審 議し、長に意見を述 べる。 ②市町村長は、 <u>合併関係 市町村の協議により 定める</u> 地域自治区の 区域に係る重要事項 について地域協議会 の意見を聴かなけれ ばならない。	①合併特例区協議会は、 市町村長等からの諮問 事項又は必要な事項を 審議し、長に意見を述 べる。 ②合併市町村の長は、 <u>規 約で定める</u> 合併特例区 の区域に係る重要事項 について合併特例区協 議会の意見を聴かなけ ればならない。  ----- ※合併特例区の <u>予算や規 約の変更等</u> について、 <u>合併特例区協議会の同 意が必要。</u>
審議機関の委 員の選任方法 等	合併関係市町村の <u>協 議</u> による。  ※報酬は支給しなけ ればならない。	当該区域に住所を有す る者のうちから市町村 長が選任。 <u>※任期は4年以内 (条例で定める)</u> ※報酬は支給しない ことができる。	当該区域に住所を有す る者のうちから市町村 長が選任。 <u>※任期は4年以内 (協議による)</u> ※報酬は支給しない ことができる。	当該区域に住所を有する 者で <u>合併市町村の議会 の議員の被選挙権を有する 者のうちから規約で定め る</u> 方法により市町村長が 選任。 <u>※任期は2年以内 (規約による)</u> ※報酬は支給しないこ とができる。
住居表示	—	地域自治区 (旧市町名) の名称は表示しない。	地域自治区 (旧市町名) の名称を表示する。	合併特例区 (旧市町名) の名称を表示する。
予算編成権	—	なし (市町村において地域 自治区に係る予算を 措置)	なし (市町村において地域 自治区に係る予算を 措置)	あり <u>(市町村により措置され た財源を基に独自の予 算を編成。ただし、合 併特例区協議会の同意 及び市町村長の承認が 必要)</u> ※課税、起債権限はなし。

〔参考〕

合併特例法上の合併特例区の設置期間が満了した後に、地方自治法上の地域自治区を設置することができる。





# 合併に係る基本的計画 に関する検討



# 協議第 1 3 号 両市町の将来像

項目番号	項 目 名
協議 1 3 - 1	両市町の将来像



# 熊本市・富合町合併準備協議会

## 協 議 書

作業部会名：企画財政部会

協議 13-1	両市町の将来像
協議内容	<p>熊本市と富合町が合併するにあたり、両市町の将来的なまちづくりをどのように推進していくのか、その方向性を示す基本的な計画についての協議を行った。</p> <p>なお、「合併市町村基本計画」は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とした計画であり、合併市町村の一体性の確立及び住民福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならないとされている。</p>
今後の方向	<p>当部会においては、両市町の目指すべき将来像や主要施策の方針等を別紙の「両市町の将来像について」としてとりまとめ、「合併市町村基本計画」策定の前提又は基礎として位置づける方向で考える。</p> <p>また、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針や合併市町村の財政計画など法的に定めるべき事項については、前述のとりまとめを基本とし、法定協議会の中で具体的な審議、決定を行うものとする。</p> <p>なお、当該基本計画の策定に当たっては、施策の方向性や重点事業等に係る住民の意向調査の実施や住民説明会での意見収集等に努め、計画内容については広く住民に広報を行い、住民参画のもと策定することに留意するものとする。</p>

## 両市町の将来像について

1. 一体的なまちづくりの必要性
2. 両市町の総合計画
3. 両市町の将来像

## 1 一体的なまちづくりの必要性

### (1) 生活圏の拡大に伴う一体的なまちづくり

現在の地方分権時代に対応するためには、「補完性の原理」の考え方にに基づき、国と地方の役割分担を明確にし、さらなる分権を推進していくことが重要であり、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが求められています。

したがって、今後、さらに高度化、多様化、広域化する住民ニーズに応えるとともに効率的・効果的な行財政運営を推進していくためには、生活圏、経済圏の実態に即した行政区域の見直しを行うことによって、より広域的、総合的観点に立った一体的なまちづくりを進める必要があります。

熊本市と近隣町は、人口の急速な増加、経済活動の活発化、モータリゼーションの進展等を背景とした日常的な生活圏の拡大の中で、通勤、通学、買物等をはじめとする社会生活の全般にわたり、相互の依存関係が強まり、市町の行政区域を越えた一体的な生活圏、いわゆる「熊本都市圏」を形成しています。

中でも富合町は、熊本市への通勤・通学依存率が38.4パーセントに達し、また、杉島御船手地区の下水処理の協定締結など、市町間の連携が図られています。

このようなことから、熊本市と富合町が、お互いの地域資源を活かしながら連携したまちづくりを展開していくことは、「生活圏の拡大に伴う一体的なまちづくり」を進めるうえで、大変重要であると考えます。

## (2) 九州中央における拠点都市としての新たなまちづくり

熊本市は、明治22年の市制施行以来、平成3年の飽託4町との合併を含め16次にわたる市域の拡大によって、今日、熊本県の県都として大きく発展してきました。

今後、将来の道州制を睨み、九州中央における拠点都市として飛躍、発展していくため、豊かな自然と歴史文化、都市機能が調和した魅力と活力あるまちづくりを進めています。

富合町は、昭和30年に守富村と杉合村との合併により誕生し、昭和46年の町制施行以来、基幹産業である農業を中心として、国道3号やJR鹿児島本線が縦貫する地理的条件を活かした商工業の振興など、熊本都市圏との調和を図りながら、住民が健康で楽しく、生きがいをもって、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

このような中、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルートの特急全線開業は、両市町のさらなる飛躍の契機であると同時に、九州における熊本都市圏の役割が、福岡や鹿児島都市圏との比較において、より明確に問われることになる契機でもあり、熊本市と富合町が一体的なまちづくりを行うことは、都市圏の活性化と成熟に大きく寄与することと期待されます。

特に経済面においては、広大な農地を基盤とした生産性の高い都市農業の展開や特産品を利用した産業の振興、或いは、富合町に建設が予定されているJR新駅や九州新幹線熊本総合車両基地を活かした賑わいの創出、富合町の観光資源と熊本市の観光資源を結ぶ新たな観光ルートの開発による観光客の誘致等、これまで両市町単独ではできなかった新たな施策展開が期待できます。



## 2 両市町の総合計画

### (1) 熊本市と富合町の基本計画

熊本市と富合町の総合計画における基本計画は、以下のとおりとなっています。

熊本市では、平成16年3月に第5次総合計画の基本計画を見直し、従来の分野別政策に加え、特に今後5年間で重点的に取り組む3つの課題をターゲット政策として位置づけ、事業の選択と集中を図る「まちづくり戦略計画」（目標年次：平成20年）を策定しました。そして、「自然と調和した市民が主役の活気あるくまもとの実現」を基本目標に掲げ、計画の着実な推進に向けて各施策に取り組んでいます。

富合町では、平成10年3月に第4次総合計画（目標年次：平成20年）を策定し、「健康・安心・豊かな暮らしを創造する田園文化都市」をまちづくりの基本目標に掲げ、その実現に向け各施策を進めています。

#### 熊 本 市

＜ターゲット政策＞

ターゲット1

良好な環境を未来へと引継ぐまち

ターゲット2

子どもたちが健やかに成長するまち

ターゲット3

人々が集う元気なまち

＜分野別政策＞

1一人ひとりが輝く人権尊重社会の構築

2心がかよいたう市民生活の創出

3健やかでいきいきと暮らせる保健・福祉の充実

4水と緑に囲まれた良好な環境の形成

5魅力と活力あふれる産業・経済の振興

6安全で快適な都市基盤の整備

7豊かな人間性を育む教育・文化・スポーツの振興

#### 富 合 町

1 地域活力を高める郷土の開発

(1) 計画的土地利用の促進

(2) 個性と魅力に溢れる地区の創出

(3) 生活利便性を高める基盤施設の整備

2 健康、安心、豊かな暮らしの支援

(1) 少子・高齢化社会への対応

(2) 活力ある就業の場の創出

(3) 安心とゆとりを感じる地域の創造

3 魅力溢れるヒトと地域の育成

(1) 地域の魅力創出と情報発信

(2) 人づくり、活動の場づくり

(3) 住民の自治と公平な社会の実現

## (2) 熊本市の基本計画

### <ターゲット政策>

#### ターゲット1 良好な環境を未来へと引き継ぐまち

清冽な地下水、森の都と称される豊かな自然など、本市の貴重な財産である恵まれた環境を守り育て、次代へ引き継いでいくための取り組みを進めています。

特に重点的に取り組む戦略として、「地下水の保全」、「ごみ減量・リサイクルの推進」、「環境にやさしい交通機関の利用促進」を掲げています。

#### ターゲット2 子どもたちが健やかに成長するまち

家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して産み育てることができる環境、また、次代を担う子どもたちが、個性や能力を十分に発揮し、未来を自ら切り拓いていくことができる環境づくりに取り組んでいます。

特に重点的に取り組む戦略として、「子育てしやすい環境づくり」、「個を育む学校教育の推進」を掲げています。

#### ターゲット3 人々が集う元気なまち

新幹線全線開業による経済的効果を最大限に波及させるため、陸の玄関口である熊本駅と熊本城を中心とした都心部の一体的なまちづくりを進めるとともに、観光・コンベンションの振興に向け、自然、歴史、文化遺産などの地域資源を活かした交流の促進による地域づくり、魅力づくりに取り組んでいます。

特に重点的に取り組む戦略として、「魅力ある熊本駅周辺のまちづくり」、「KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立」を掲げています。

## <分野別政策>

### 1 一人ひとりが輝く人権尊重社会の構築

全ての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発を推進します。

### 2 心がかよいあう市民生活の創出

「自分達の住むまち自分達でつくる」という住民の主体的なまちづくりへの取り組みを支援し、地域に誇りと愛着が持てるふれあいのあるコミュニティづくりを進めます。

### 3 健やかでいきいきと暮らせる保健・福祉の充実

生涯にわたって、市民一人ひとりが、その人らしい生きがいのある生活を実現できるよう、個々人の健康づくりをはじめ、安心して子育てができ、高齢になっても、障害があっても、生きがいを持って生活できるまちづくりを地域と一体となって進めます。

### 4 水と緑に囲まれた良好な環境の形成

市民の共有財産であるこの豊かな自然環境を将来にわたって継承するため、自然と共生した環境負荷の少ない資源循環型社会の形成に、市民との協働により取り組みます。

## 5 魅力と活力あふれる産業・経済の振興

歴史文化遺産や自然環境、地理的特性などを生かした観光・コンベンション（会議・大会）都市づくりや、本市固有の特産・物産品のブランド化など、KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立に取り組みます。

また地場産業の育成、安全で安心な農産物づくりを前提とした地産地消を推進します。

## 6 安全で快適な都市基盤の整備

安全で快適な市民生活と活発な経済活動を支えるため、道路、住宅、公園、上下水道、河川などの生活基盤の整備を着実に進めるとともに、市民と行政が連携した防災体制の強化を図り、災害に強い都市づくりを進めます。

また、九州新幹線鹿児島ルートや広域道路網の整備と連携した公共交通網や都市内道路網の整備、熊本駅周辺や都心部の魅力ある都市機能の充実を図ります。

## 7 豊かな人間性を育む教育・文化・スポーツの振興

子どもたちが、次代を担い主体的に心豊かに生きていくことができるよう、豊かな人間性や社会性、自主性を育む学校教育の推進を図るとともに、学校、家庭、地域が連携して、社会全体で子どもたちを育てるための環境づくりを進めます。

すべての市民が、いつでもどこでも自由に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができる仕組みづくりに取り組みます。

### (3) 富合町の基本計画

#### 1 地域活力を高める郷土の開発

富合町では、都市基盤整備の推進、適切な土地利用の転換が重要であることから、

- (1) 計画的土地利用の促進
- (2) 個性と魅力に溢れる拠点地区の創出
- (3) 生活利便性を高める基盤施設の整備

の3点を主要課題として掲げ、望ましい都市の骨格を示し、都市整備にメリハリをつける拠点地区の開発方針及び個別の基盤施設整備のあり方を示します。

#### 2 健康、安心、豊かな暮らしの支援

多くの人にとって魅力ある町であるためには、健康で安心し、豊かに暮らせることが重要です。その実現のため、

- (1) 少子・高齢化社会への対応
- (2) 活力ある就業の場の創出
- (3) 安心とゆとりを感じる地域の創造

の3点を掲げ、暮らしの安心、健康づくり、福祉の推進、就業の場の創出、精神的なゆとりの感じられる空間整備などのあり方を示します。

#### 3 魅力溢れる人と地域の育成

活力と多才な能力を持った人づくり、また、他人に包容力とやさしさを持った人づくりなど、人づくりはきわめて重要です。そして、そうした人々が集まる地

域の魅力向上を同時並行で進めていくことが肝要です。そのため、

- (1) 地域の魅力創出と情報発信
- (2) 人づくり、活動の場づくり
- (3) 住民の自治と公平な社会の実現

の3点を掲げ、富合町の地域イメージを高め、様々な人たちのニーズに合った質の高い活動の場を提供し、自ら地域を創造していく力強い住民を育成するための施策を示します。

### 3 両市町の将来像

#### (1) 熊本市と富合町のつながり

熊本平野の南部地域でつながる熊本市と富合町は、農地などの豊かな自然環境と調和しつつ農業従事者等の生産や生活を支える居住地としての一体性を持っていると言えます。

また、熊本県及び九州の南北幹線道路である国道3号が熊本市と富合町を縦貫しており、富合町は、熊本都市圏の南の玄関口となる重要な地域となっています。

熊本市の南部地域は、豊かな自然環境や農地に恵まれ、流通業やロードサイドビジネス、ICなどの先端産業、漁業、川尻の伝統産業などの特色を有しています。熊本市は、これらの地域特性を生かし、良好でゆとりのある土地利用の促進と地域振興を目指しています。

富合町も緑豊かな自然と広大な田園地帯を有し、野菜、米を中心とした農業が産業の主流を占める中、農地及び自然の保全、秩序ある質の高い宅地開発など計画的土地利用の促進をめざしています。

このことから、熊本市と富合町が一体的な活性化を図っていくことが熊本都市圏全体の発展に寄与するものと思われます。

## (2) 両市町の将来像

これまで述べてきた両市町の現状や地理的特性、さらには今後の土地利用の共通点等を踏まえると、熊本市南部地域と富合町の将来像として、次のようなことが考えられます。

### ◆ 熊本都市圏の南の玄関口としてのまち

熊本市と富合町は、国道3号でつながっており、将来的には県道田迎・木原線が開通することにより、ますます密接な関係となります。

また、富合町では、2011年3月にJR鹿児島本線新駅の建設が予定されており、新駅が設置されれば、熊本駅とわずか数分での往来が可能となり、熊本市中心部までの交通の利便性は更に高まります。

加えて、富合町は、宇城市から城南町につながる、通称「うきうきロード」の中間地点にあるとともに、天草・県南方面と熊本都市圏を結ぶ県の南部地域の交通の要衝として重要な位置にあります。

これらの将来的要素を踏まえると、今後、熊本市中心部と富合町のアクセスが飛躍的に向上することが考えられ、このことは熊本都市圏と天草・県南方面との人、物、情報の交流促進にもつながり、高い経済効果を生み出すことが予想されることから、熊本市南部地域と富合町の将来像として、都市圏南部地域の交通の要衝、南の玄関口のまちとしての役割が期待されるとともに、その可能性を十分秘めた地域であると考えられます。



### (3) まちづくりの方向性

ここでは、具体的に両市町が連携した取り組みを行うことによる熊本市南部地域と富合町の一体的なまちづくりの方向性を考えてみました。

その方向性として、次のようなことが考えられます。

#### ◆ 地域の特性を生かしたまちづくり

##### (7) 交通の要衝としての環境整備

熊本市と富合町は、国道3号、JR鹿児島本線につながっており、将来的には県道田迎・木原線が開通することにより、ますます密接な関係となります。

また、富合町は、宇城市から城南町につながる、通称「うきうきロード」の中間地点にあるとともに、天草・県南方面と熊本都市部を結ぶ南部地域の交通の要衝として重要な位置にあることから商工業のより一層の近代化及びその環境整備を図る必要があります。

##### (4) 国道3号沿線地域の整備と中心市街地の形成

富合町の都市骨格の形成上、国道3号が最も重要な軸になります。その意味では、商業・業務機能の集積を図るための好条件を備えた地区は、国道3号沿線を置いてほかにはありません。

そこで、国道3号を都市整備軸として明確に位置づけ、商店や物販店など商業施設の立地を進める必要があります。

さらに、「中心市街地形成」として、富合町役場を中心とする地区を核として国道3号に沿った南北方向に明確な都市整備軸を形成する必要があります。

#### (ウ) 田園と良好な住宅の形成

富合町の多くの部分は、水田を中心とする農地です。農地は、生産の場であるとともに、町の魅力を高める貴重な景観要素でもあります。そして、これらの農地は、町の基幹産業としての農業経営を維持する基盤となっています。今後さらに生産基盤の整備を行い、認定農業者の掘り起こしの促進と認定農業者等の支援・育成を図るため、「農業経営基盤強化促進対策事業」等を活用していくことが有効です。

また、良好な住環境を確保するとともに、戸建住宅と集合住宅がバランスよく配置されるような適正な土地利用に努め、ゆとりと潤いのある集落型市街地、さらには、新しい住宅地の形成を行うことが必要です。

#### (エ) 良好なコミュニティの形成

現在の我が国は、都市化の進展により、地域の間人間関係が希薄化してきている中、富合町は、農業を基幹産業としていることから地域共同体としての結びつきが強く、住民同士のつながりや昔ながらの地域コミュニティが残る町が形成されています。

このような特色を活かして、自治会、PTA、婦人会等の地域団体の総意を集めて地域づくりを進めていく体制整備を図り、住民自治のモデル的地域としての役割を担うことが期待できます。

### ◆ 地域資源の活用

#### (オ) 農業の振興

富合町の産業は、野菜・米を中心とした農業が中心であることから、次代を担う、意欲のある農業後継者の育成のため、現在、両市町で実施している「農業後継者育成への支援」や「農業資金利子補給補助金」等の支援に加え、熊本市のJAや各地域が

実施している「ふれあい朝市」等と連携して、地産地消の主体的な活動を支援することができると考えられます。

#### (カ) 九州新幹線熊本総合車両基地の活用

富合町に建設が予定されている九州新幹線熊本総合車両基地は、同町の新たな地域資源となることから、子どもたちの施設見学コースの設置や全国の鉄道ファンのためのイベント開催など、教育的資源や観光資源としての活用が期待できます。

#### (キ) 緑川・加勢川の活用

熊本市と富合町との境となる緑川や加勢川では、川を活かした様々な地域活動が行われています。

具体的には、熊本市の川尻地域や中緑地域のまちづくり団体は、「子どもたちのカヌー教室」や「伝統漁法の達人づくり」などの活動を行っており、また、富合町でも河川の水質向上や水源涵養のための取り組みが行われています。

今後もこのような活動を相互に協力して行うことにより、川を愛する心を持つ青少年の健全育成や河川環境の保全を図る必要があります。

#### (ク) 森林環境の利活用

雁回山周辺は、地域住民の憩いの場、健康づくりの場とすることはもとより、豊かな自然を活用して、子どもたちが自己責任で自由に遊ぶ「冒険遊び場プレイパーク」としての活用が考えられます。

プレイパークのモデル事業を同地区で開催することにより、熊本市の子どもや、その親に雁回山の自然のすばらしさを再認識してもらうとともに熊本市住民と富合町住民との交流促進の場としての有効利用を図ることが期待できます。

## ◆ 熊本市と富合町との交流

### (ケ) JR新駅建設に伴う熊本市中心部との交流

富合町では、2011年3月にJR鹿児島本線新駅の建設が予定されています。この新駅が設置されれば、熊本駅とわずか数分での往来が可能となり、熊本市中心部までの交通の利便性が高まります。

このことにより熊本市中心部との行き来が活発になり、人、物、情報などの交流促進が期待できます。さらに、この新駅を活用し、定住人口の増加と地域の活性化を図ることができると思われます。

### (コ) 富合町と川尻地域との交流

熊本市の川尻地域は、住民主体によるまちづくり活動が活発な地域であり、様々な祭りやイベントを地域住民が主体的に実施しています。

例えば、毎年2月に、約1ヶ月にわたり開催される「川尻月間」は、地元の各種団体が構成される実行委員会が主体となって、ウォークラリーや酒蔵祭り、和菓子の工芸展などを実施されており、多くの見物客が訪れています。

富合町でも「木原不動尊」は、年間、約25万人の観光客が訪れており、また、国指定重要文化財である楼門を有する「六殿神社」を中心に行われる大祭は、流鏝馬、勇壮な馬追いなどが行われ、町内外から多くの観光客を集めています。

このような祭やイベントを富合町と川尻地域とが協同し、お互いの祭に参加したり、あるいは、イベントのPR等を行うことで、相互交流が生まれ、熊本市南部平野の活性化が図られると思われます。